

(2) 第2回成果報告会

・日 時 平成29年2月21日(火) 10:00~16:00

・会 場 東京ガーデンパレス

・出席者(敬称略)

小林 光俊、川廷 宗之、新井 宏、八尾 勝、福沢 節子、本山 美八郎
宮田 雅之、中島 裕之、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

・評価委員候補者

氏名	所属
澤田 及基	北海道福祉教育専門学校
豊嶋 由美子	北日本医療福祉専門学校
石島 美紀	YMCA健康福祉専門学校
百瀬 由久	松本医療福祉専門学校
倉吉 由紀子	学校法人麻生塾
五十嵐比奈子	専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ
田中 康雄	浦和大学
野中 和代	目白大学短期大学部
伊東 一郎	横浜国際福祉専門学校

・職業実践専門課程認定校

仙台医療福祉専門学校
専門学校北海道福祉大学校
伝統文化と環境福祉の専門学校
東京医療秘書福祉専門学校

・内容

➤ 平成 28 年度受審校からの報告

『学校経営・運営の視点から第三者評価事業の活用を考える』

○北海道福祉教育専門学校

澤田 乃基 様 学校法人北斗文化学園法人本部統括本部長
北海道福祉教育専門学校 副学校長

○学校法人麻生塾

倉吉 由紀子 様 経営推進本部 教育推進グループ長
五十嵐 比奈子 様 専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ 校長代行

➤ 挨拶 理事長 小林 光俊

➤ 平成 29 年度第三者評価事業について

(1) 3 年間の「第三者評価」試行事業について

川延 宗之 大妻女子大学 名誉教授

(2) 評価基準と自己点検・自己評価について

新井 宏 元・川崎医療福祉大学 教員

(3) 評価実施について

八尾 勝 東京 YMCA 医療福祉専門学校 学校長

➤ 分科会

・受審予定校

・評価委員候補者

平成28年度文部科学省委託事業
「第2回成果報告会」
「学校経営・運営の視点から
第三者評価事業の活用を考える」

学校法人 北斗文化学園
北海道福祉教育専門学校
副学校長 澤田乃基

学校法人北斗文化学園設置校



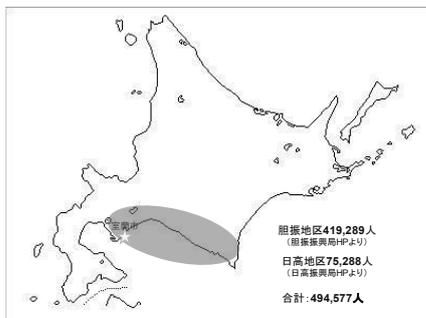
校 是

愛 敬 信

校是を理解するために

愛 する心
敬 う心
信 ずる心

北海道胆振・日高地区唯一の形態の学園

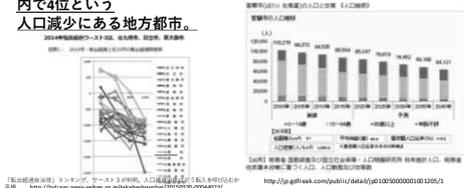


地域社会に根差した学校づくり



本学園所在地「室蘭市」の現状

- かつては人口18万人以上を有し、人口密度も北海道内で最も高かった。
- 鉄鋼業等基幹産業の大規模な合理化などの理由より、周辺都市へ転出。
- 札幌の一極集中化などに押されて人口は1970年代後半以降減少が続いている。
- 2005年（平成17年）の国勢調査で10万人を割り、現在、人口86,697人（平成29年1月末）
- 2014年には、全国「転出超過自治体ランキング」で全国で18位北海道内で4位という人口減少にある地方都市。



学校法人北斗文化学園のあゆみ

- 1941年 「室蘭文化洋裁女学院」開校
- 1956年 管内初の学校法人化
- 1963年 「すみれ文化幼稚園」開園
- 1966年 「室蘭文化学院」(一年制調理師科開設)改組
- 1967年 「リリー文化幼稚園」開園
- 1976年 「室蘭文化専門学校」(専修学校法施行による名称変更)
- 1992年 「北海道福祉衛生専門学校」開校
- 1999年 二年制「専門課程調理師学科」開設
- 1999年 フランス共和国との交流開始



2004年7月16日
「まちかど対話212」
北海道知事高橋はるみ様 御来校



2008年 洞爺湖サミット 2008年7月8日
フランス共和国 特命全権大使
フィリップ・フォール閣下 御夫妻 御来校



- ◎2004年4月
フランス共和国ニース国立ポール・オジエ観光調理専門学校と学務提携を締結
- ◎2008年4月 専修学校部門の改組
「北海道福祉教育専門学校」校名変更
「北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校」学科独立
- ◎2014年3月
「北海道福祉教育専門学校」
「北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校」
☆「職業実践専門課程」の認可を受ける

- ◎2014年11月 台湾 輔英科技大學と学務提携を締結
- ◎2016年4月 ベトナム ハノイ HINOMARU ACADEMYと学務提携締結
- ◎2016年11月 ロシア ユジノサハリンスク
サハリン・カレッジ・オブ・サービス専門学校と学務提携締結
- ◎2016年11月 モナコ公国モナコ・ヨットクラブ指定調理人材養成機関



★2016年4月 学園創立75周年

海外の教育機関との提携による ソフトコンテンツの輸出拠点に

【KAIGOを世界に】

・2年間の事前調査研究期間を経て、2014年11月に台湾の看護系総合大学と学務提携を締結し、2015年7月期より、総合に学生と教員を派遣し合う、短期留学を開始。

・平成29年度より、ベトナム、ロシアとの交流を本格的に開始し、介護人材教育を通じて日本の「介護」をソフトコンテンツとして海外へ輸出する一助となることを目標とする。

国際的人材の育成と「KAIGO」の普及



本学園設置校教育の特徴



・教職員、留学生を含めた学生全員が一体となり、地元の神社祭において「学園の神輿」を渡御。「協働の精神」、「チームワークの実際」を学ぶ。

・シンポジウム「介護福祉士専門学校学生の入学動機とその支援」

平成16年度第26回全国メンタルヘルス研究会報告書 癒しのできるキャンパスと人材育成2004掲載

学校経営・運営の視点から 第三者評価事業の活用を考える

第三者評価を受けることへの決断と理由 (管理運営サイドからの視点)

<社会背景>

- ・少子高齢化の進行する社会（室蘭市、北海道、日本全国）
- ・人口減少 「全国転出超過自治体ランキング」でワースト18位を記録（2014年）

<介護福祉士養成校と介護福祉施設（社会）の関わりのある方>

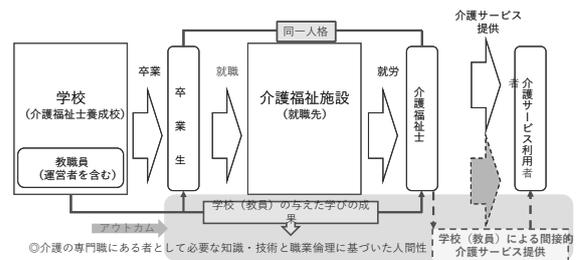
- ・社会の介護職人口の不足に対する真の貢献⇒アウトカムの保証が必要
- ・介護福祉士養成校として責任を果たしているか
- ・介護福祉施設（卒業生就職先）との乖離（高齢社会のパートナーの意識が薄い）

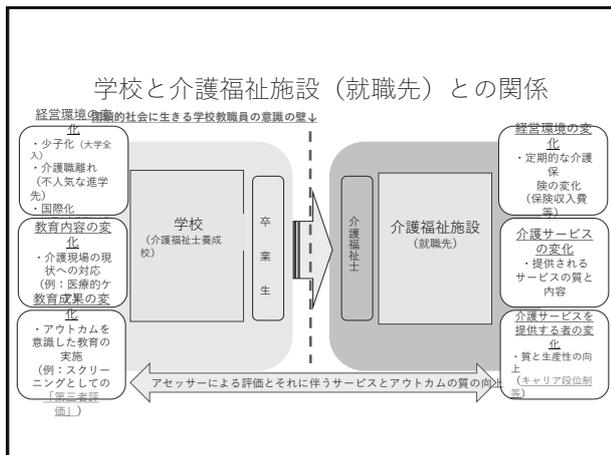
◎学校側の驕り ⇒

就職市場では学校側は「売り手」であるため「アウトカム保証」の意識が欠如する

学校（教員）と卒業生（介護福祉士）と実社会の繋がり

<学校が実社会に与える影響>





- <将来へ向けての準備>
- 学校の持続維持を含めて、将来のあり方を検討した結果、現在が、進路決定の「決断期」であると判断した。この「第三者評価」の受審は、一つの好機と判断し、受審を決めた。
 - 学校の進む方向が見えて、行動することの決断が出来ても、学校の現状(体質)を知らずして、この先の行動はない。
 - これまでの「自己点検」などの内部・外部評価については、形骸化しているのではないかとという疑い。⇒ 危機感
 - 「第三者機能評価」を受けることにより、実社会に対して **アウトカムを保証する学校になるための第一歩。**

- ### 第三者評価受審前の教職員の反応と意見
- 【ポジティブ】**
- 良いことであるので受審したい。
 - 日々多忙に紛れているので学校と教育に「振り返り」を得る好機。
 - 学校の長所、短所を第三者的視点から知ることが出来る。
- 【ネガティブ】**
- 準備が大変である（「自己点検・自己評価報告書」の作成 等）。
 - 準備に時間を要し、日常の業務の質を担保できない。

- ### 第三者評価を受審する意思を教職員に伝えた際のこと
- これまでの「第三者評価」は、所轄省庁による「養成施設指導調査」は、設置基準や要件(ハードと運用のソフト)が適合しているかどうか
⇒北海道では、約5年程度の1回の周期での調査
 - 「養成施設指導調査」で、行政より、「概ね適切な運営をしている」と言う評価を受けていることは、最低限の存在条件
 - 今後、社会資源として学校の持続可能性を高めるために学校として「アウトカム」を意識することが必要
(この他、「第三者評価を受けることへの決断と理由」を伝えた)

- ### 第三者評価の受審後の現在
- <結果公表以前であることを前提に>
- 「特に優れた点」、「更なる向上を目指す点(改善を要する点)」の二項目に分類し、
- 「伸ばすべき長所」
「改善すべき短所」
- を合理的かつ、第三者的視点から精査した本校の現在の在り様を「結果」として明示して頂いた。
- ⇒**教職員が、真摯に「結果」を受け入れる姿勢(土壌)が出来た。**

- ### 管理運営の視点からみた現在
- 「閉鎖的社会」に生きる「教職員」に良い刺激を与えた結果となった
 - 当たり前に実践していた教育内容・学校運営に対して「良い評価」を得たことへの自信
 - 十分と思っていた教育内容・学校運営(クラス運営など)に改善が必要であることが発見されたことへの反省
 - 管理職側から、指摘されたり、今後の改善を求められたりしたが、「第三者評価」の委員(教育のプロである外部の人)から指摘されたことにより教職員の意識の変化が起きた
 - 改善すべき部分と具体的な方向性までが示されたので、改善に向けて行動するための管理職・教職員の意識の統一が図られた
- ⇒「オール学校」=「チーム」的雰囲気醸成された

第三者評価を受けた今後の進め方（あり方）

- ・「特に優れた点」（「プラスの点」と称する）
- ・「更なる向上を目指す点（改善を要する点）」（「改善点」と称する）



- ・「プラスの点」を更に伸ばす
- ・「改善点」を更に精査（深いレベルでの検証）、改善し、プラスに転化する



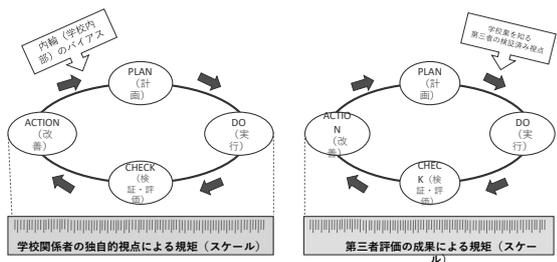
- ・「プラスの点」をさらに伸ばし、「改善点」の是正のためのPDCAサイクルの実施

学校（本校）で第三者評価を踏まえてPDCAを実施するために考えたこと

- ・ある物事（事柄）を遂行して成就に至るための関係=PDCA

- ①PLAN（計画）の質の高さと実際の実現性
⇒「計画の内容」と実行者（教職員）の「意識と実力」の差が失敗を招く。
- ②DO（実行）のプレイヤー（管理者・教職員）が主体的に計画を実施
⇒「当事者意識」の高さ、「実現性」を意識する「思いの強さ」が望まれる成果を生む。
⇒**教職員間における学校の理念（校是）の実現に向かう意識の共有と努力。**
- ③CHECK（検証・評価）は学校内部の実施であれば、他学科教員、学校評価委員（本当の外部が望ましい）などによる検証と評価
⇒「専門職業教育」のプロの視点で、検証と評価を実施することで、「P」「D」の改善点と将来へ反映するための方向性を確認する。
- ④ACTION（改善）は、「C」で得た事実をもとに改善策を確実に実行する
⇒改善策の実行は、「D」のプレイヤーの意識（意欲）の如何によってその成果が決まる。

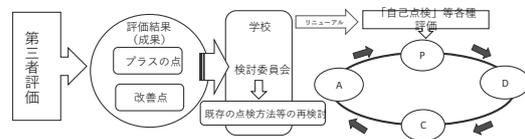
学校内PDCAの実施と第三者評価の関係



第三者評価を受けて学校（本校）内で今後進められるPDCA

①学校運営全体と学科におけるPDCA

- (1) 卒業時到達目標達成のため既存の「自己評価」、「学校関係者評価」をこの度の第三者評価より得た改善点などを踏まえてリニューアルする。
- (2) 「(1)」に基づいて、「学校全体」、「学科」、「学年」において「自己点検・自己評価」のPDCAサイクルを実施。



②教員におけるPDCA

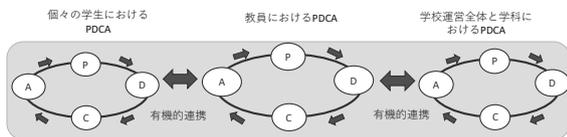
- (1) 第三者評価より得た改善点などを踏まえて、個々の授業科目、毎回の授業等における教育内容や教育方法、学生指導の改善のために、PDCAサイクルを実施。
- (2) これまでの記述中心の「学生対象アンケート調査」をチェックシート方式などへの切り替え、もしくは、記述を加えた形式の評価を新たに作成して実施。
- (3) 特に教員の人事評価についてKPI、PDCAの導入が必要なので、(1)と(2)より得られた結果を基にした新規の人事評価の構築を実施する予定。

③個々の学生におけるPDCA

- (1) 学生個々の成長と発達を目指すため、介護福祉士として必要な知識と技術の習得だけでなく、専門職従事者としての「心・技・体」を涵養するためにPDCAを実施。
◎PDCAの実施⇒教科毎の実施？ 施設実習（事前事後学習も含む）？
◎PDCA実施のあり方について一層の検討が必要。
- (2) 学習の習熟度、進達具合を測定し、「自己点検・自己評価」の手法を取り入れたPDCAサイクルを実施することを検討。これにより得られる評価を基に、苦手教科の克服に活用する。

三つのPDCAサイクルの連携

- 三つのサイクルの結果を有機的に繋げることで学校の現状を理解して改善する



- PDCAは、繰り返し実施しなくては、効果が出にくい。
- 「アクリディテーション」(Accreditation)は、高度化をめざす専門職業教育にも必要と考える。

むすびに

- 介護福祉士養成教育をはじめ、教育界全体に「パラダイム・シフト」が起きている。
- 「パラダイム・シフト」によって学校経営従事者でも、その変化の先が不透明であるはず。
- 「第三者評価」は、将来の行き先が不透明な現下の学校にとっての「規矩」(スケール)となり得る。
- 「第三者」による学校の「質」の保証こそ、社会の信頼を得ることとなる。
- 「質」の高いアウトカム人材の養成こそが、学校の持続可能性を高める第一歩である。

参考資料

- ・資料2 『専門学校の質の保証内部質保証と第三者質保証』

川口昭彦 先生

平成28年度文部科学省委託事業「介護福祉士教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証」事業 職業実践専門課程認定校に対する第三者評価実施説明会(平成28年8月4日) 資料

- ・資料3 『介護福祉分野における専門職養成と養成校の第三者評価』

川廷宗之 先生

平成28年度文部科学省委託事業「介護福祉士教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証」事業 職業実践専門課程認定校に対する第三者評価実施説明会(平成28年8月4日) 資料

麻生
医療福祉&
観光カレッジ 北九州
ASO
MEDICAL WELFARE AND
TOURISM COLLEGE

学校経営・運営の視点から
第三者評価を考える

学校法人 麻生塾
五十嵐 比奈子
倉吉 由紀子

©麻生医療福祉&観光カレッジ 五洲 ©ASO COLLEGE GROUP 五洲 2017/2/23
Design your future

第三者評価を受審した理由

- 他校との差別化
- 今後、職業実践専門課程認定の必須要件となる
- 自身では気づきにくい強みや課題を把握できる
- 介護福祉士養成校の役割・責任を明確にする

©麻生医療福祉&観光カレッジ 五洲 ©ASO COLLEGE GROUP 五洲 2017/2/23
Design your future

自己点検・評価時の教員の視点

授業科目
職業観
キャリア教育
人間性の教育

↓
人材育成像

©麻生医療福祉&観光カレッジ 五洲 ©ASO COLLEGE GROUP 五洲 2017/2/23
Design your future

自己点検・評価で感じたこと

- 各担当者が作業をする中で、同じような視点が複数の項目で出てくることに戸惑った。
- 数値化できない教育に対して、学生たちがどこまで理解しているのか、どう成長しているのかがはっきり掴めていない。
- 日々の業務を整理し、言葉にすることで、改めてひとつひとつの目的や意味、自分たちが大事にしていることを振り返ることが出来た。

©麻生医療福祉&観光カレッジ 五洲 ©ASO COLLEGE GROUP 五洲 2017/2/23
Design your future

第三者評価から見たこと 1

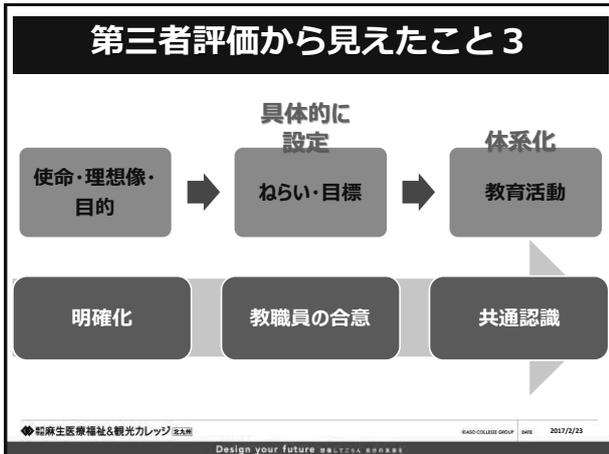
- 繰り返し出てくる内容は、本校の教育の理念や特徴である。
- 訪問調査の在校生、卒業生ヒアリングを通して、学校の目指す教育の成果が確認できた。
- 自分たちの基準で行った自己点検・評価が、客観性をもって見てもらうことで、評価の信頼性が高まる。
- 養成校だけでなく、福祉業界全体で介護福祉士の人材像に対して共通認識を持つ必要がある。

©麻生医療福祉&観光カレッジ 五洲 ©ASO COLLEGE GROUP 五洲 2017/2/23
Design your future

第三者評価から見たこと 2

育成人材像 → 教育理念に基づきカリキュラムを体系化する必要性を認識 → カリキュラム → 到達目標

©麻生医療福祉&観光カレッジ 五洲 ©ASO COLLEGE GROUP 五洲 2017/2/23
Design your future



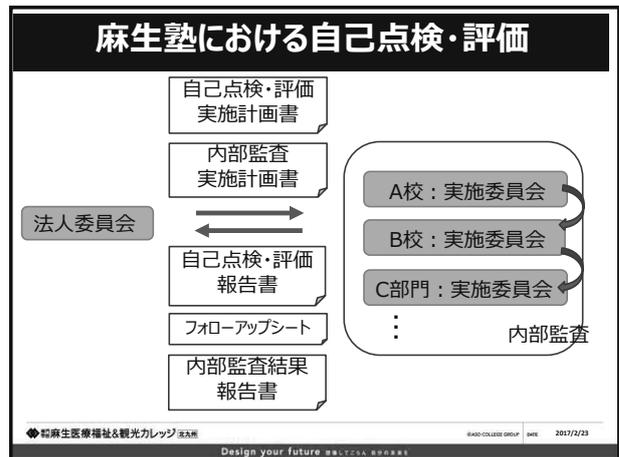
教育活動の体系化 事例

【キャリア教育指導計画書の作成】

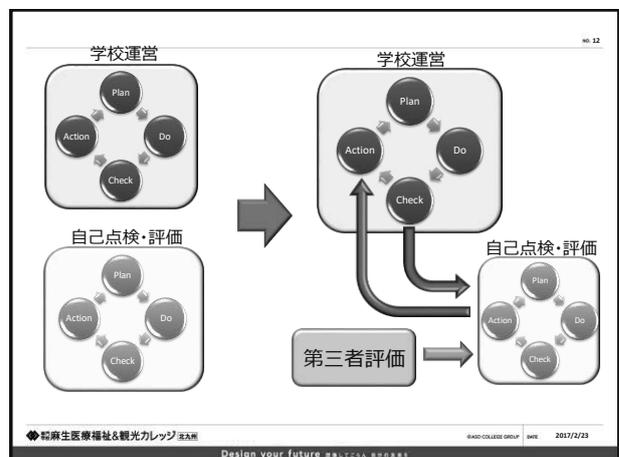
平成29年度 AMTCキャリア教育指導計画

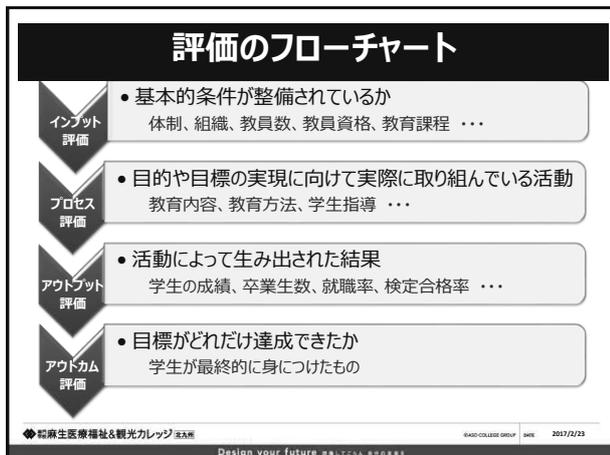
学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年
2年
3年

◆ 嵯峨生医療福祉&観光カレッジ 浜田 ©AMC-COLLEGE GROUP INC. 2017/2/23
 Design your future



- ### 自己点検・評価における課題
- ① 学校運営のマネジメントサイクルと連動していない。
 - ▼ 自己点検・評価の結果が事業計画に反映されていない。
 - ▼ 改善活動に対する教職員間の意識にバラつきが出る。
 - ② 「自己点検・評価」活動が形骸化している。
 - ▼ 仕組みの評価、適合性の評価が中心になっており、有効性の評価が希薄になっている。
 - ▼ 評価の客観性・公平性の確保が難しい。
 - ③ 中核である専門教育に対する監査が困難である。
 - ▼ 専門性の高い内容に関しては、言及されにくい。
- ◆ 嵯峨生医療福祉&観光カレッジ 浜田 ©AMC-COLLEGE GROUP INC. 2017/2/23
 Design your future





第三者評価に期待すること

【受審校の視点から】

- 自己点検・評価の客観性・信頼性を高める役割
- 自己点検・評価の補完機能
- 専門性を有する評価員からの専門的視点からの客観的評価
※評価委員の育成が必要

【社会的視点から】

- 介護福祉士養成校の全体的な質の向上
- 介護福祉士の専門性、地位の確立向上
- 高等教育機関としての認知度向上

◆ 初麻生医療福祉&観光カレッジ 五五五
©2017 COLLEGE GROUP
www
2017/1/23

Design your future

学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
平成28年度 文部科学省委託事業

職業実践専門課程等を通じた専修学校の
質保証・向上の推進事業

第2回成果報告会 3年間の「第三者評価」 試行事業について

本事業副委員長 川廷 宗之

問われている「介護福祉士」の質

介護ニーズはどう変わるか

望まれる「介護」の質保証

介護福祉士の質保証をどう進めるか

介護福祉士養成校の教育の質保証を
どう進めるか

2

問われている「介護福祉士」の質

介護福祉事業を担っているのは誰か
多数派ではない「介護福祉士」

介護業務における介護福祉士の役割は何か
介護業務を主導する「中核としての」役割

今後の「介護業務」の質を決める介護福祉士
現在の介護福祉士はそれを担えるか

3

なぜ、介護福祉士が「中核」として認知されにくいのか。
(中核としての養成がされていない?)

介護業界の荒れ(低賃金・過重労働・等)に巻き込まれるままの養成教育で良いのか。

基本問題は介護福祉士が「介護」という仕事の価値を
しっかり学んでいない事(単なる介護従事者なら、
介護福祉士である必要はない)ではないか。

介護福祉士養成校は、それをきちんと学ばせているか。

介護業界は、介護福祉士を中核として育てているか。

4

問われている「介護福祉士」の質

介護ニーズはどう変わるか

望まれる「介護」の質保証

介護福祉士の質保証をどう進めるか

介護福祉士養成校の教育の質保証を
どう進めるか

5

介護ニーズはどう変わるか

介護ニーズは変化してきた

自立(自律)できない人々への介護

1. ホームヘルプサービス重視としてスタート

2. 施設介護への対応

3. 再び、ホームヘルプ重視へ

問題は量の増大⇒外国人やロボットで..

6

意識的に生きる人々の介護

- 4. 在宅・施設を問わず、介護場面の多様化
- 5. サービス・ニーズの質的变化
- 6. 科学技術の発達への対応

「量」の問題と「質」の問題(量ばかりが問題にされるが)

今、問われているのは、質の問題。

介護福祉士が介護の中核的役割を果しえるのは「質」を担保できるから・・・

7

「養成教育」の課題

- ・・・学ぶ学生たちは、未来の世界で活躍する
- ・・・未来のニーズへの対応が求められる

- ・・・未来のニーズ予測が課題
- ・・・急激に変化する21世紀の日本
 - 少子高齢化の激化
 - 科学技術の急激な発展
 - 国際環境・地球環境の激変　・・・

8

問われている「介護福祉士」の質

介護ニーズはどう変わるか

望まれる「介護」の質保証

介護福祉士の質保証をどう進めるか

介護福祉士養成校の教育の質保証をどう進めるか

9

望まれる「介護」の質保証

「お迎えを待つ」介護から

「生の充実を支える」介護へ

色々な課題が多すぎる現在の介護

・・・現在の介護システムでは当然起きる問題

リスク・マネジメントは当然

「介護の質」・・・求められる後者の質保証へ

10

質保証システムの整備が求められる

福祉施設第三者評価システム

- ・・・望まれる質保証
- ・・・「評価」という面しか考えられていない
- ・・・問題は、内部質保証システムが整っているのか、実行されているのか、である。

職員の力量の向上、サービスの質の改善などに、PDCAがきちんと回っているのか
施設・設備の改善も、当然のことである・・・。

11

職員を育てるシステムが整っているか

前提条件として適切な労務管理

- サービス残業はさせていないか
- 過重な労働をさせていないか
- 子育てができる労働環境は保障されているか
- 職場の人間関係に配慮がなされているか
- 管理職は実力で配置されているか

中核的職員としての介護福祉士の養成が行われているか

介護の質保証＝職員の質保証　・・・基本

12

問われている「介護福祉士」の質
 介護ニーズはどう変わるか
 望まれる「介護」の質保証
 介護福祉士の質保証をどう進めるか
 介護福祉士養成校の教育の質保証を
 どう進めるか

13

介護福祉士の質保証をどう進めるか

「介護福祉士の質保証」の内容

「生の充実を支える」とはどういうことか

…社会参加の支援(生きがい、仲間、勤労(活動)、学習、収入、生活介助など)

「生の充実を支える」介護ができるかどうか。

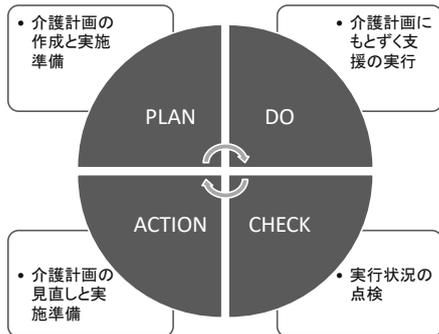
…「介護過程」(というPDCA)の展開ができるか

…どれだけ充実した「介護計画」を作れるか

「介護福祉士」は、単なる介助技術の提供者ではない。

14

PDCAによる介護過程の展開 介護福祉士の必須アイテム



15

「生の充実」を目指した介護福祉士養成

「介護福祉士」の養成になっているのか

…『介助技術士』の養成になっていないか

…准看復活の流れもある…看護助手の養成になっていないか

介護過程を修得できているか

…自分自身のPDCAをきちんと廻せる様に育っているか

…其れが出来ないのでは、利用者さんのPDCAは廻せない

介護福祉士養成教育の中核としての介護過程の修得

16

問われている「介護福祉士」の質
 介護ニーズはどう変わるか
 望まれる「介護」の質保証
 介護福祉士の質保証をどう進めるか
 介護福祉士養成校の教育の質保証を
 どう進めるか

17

内部質保証システムの重要性

外部質保証システム(専修学校の質保証・向上の推進)は、内部質保証システムが適切に行われているかどうかを点検評価する。

内部質保証システムはいくつかのシステムの複合として行われる。

各システムはそれぞれの点検項目を考えられて行われる。

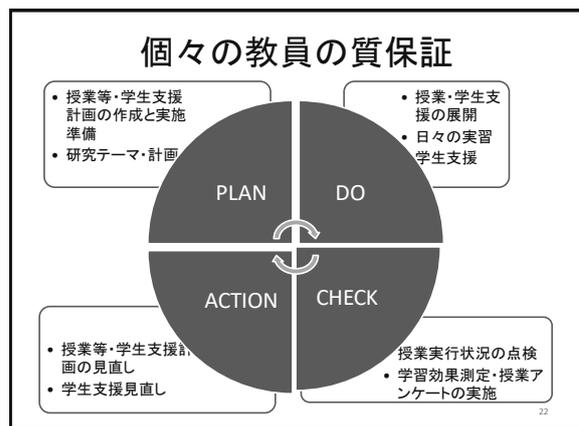
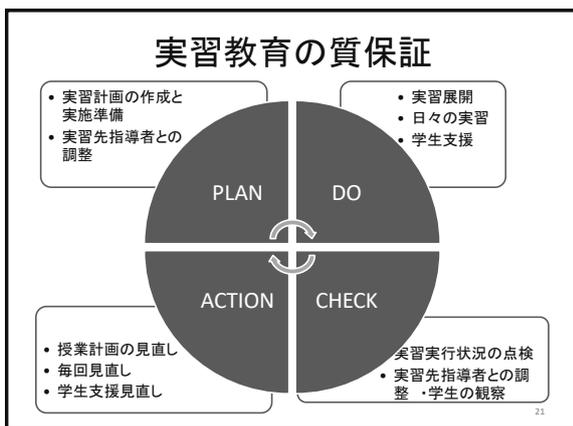
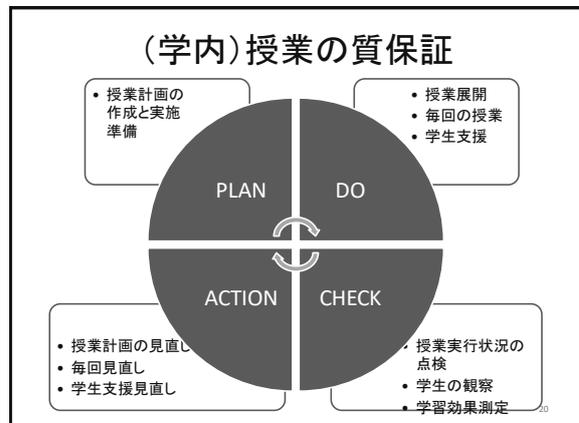
特に、教員の教育内容が最も重要な内部質保証の課題である。

18

介護福祉士養成校の教育の 質保証をどう進めるか

(学内)授業の質保証	それぞれPDCAを廻す
実習教育の質保証	
教育課程の質保証	その過程での自己点検・自己評価と外部評価
個々の教員の質保証	従前の活動の改善充実
施設設備の質保証	
学校運営の質保証	新しいニーズへの対応

19



質保証システム

養成校の質保証
 ⇒ 介護福祉士の質保証
 ⇒ 「介護」の質保証
 ⇒ 利用者の満足 ⇒ 介護の信用回復
 ⇒ 介護の仕事のステータス向上
 ⇒ 志願者の増加
 ⇒ 養成校の生き残り

23

2017年度以降への展望 ①

介護福祉教育の「質保証」は重要な課題

- ・自己点検自己評価だけでは不十分
- ・外部評価での確認も大切
- ・職業実践専門課程としての認定評価だけでは不十分

介護福祉士の養成という社会的テーマとの関連性が強い(介護福祉士)の質保証への展望

24

2017年度以降への展望 ②

評価を受ける学校の都合への配慮
(自己点検自己評価システムの整備)
(学内のPDCA運用体制の整備)
(教育活動の改善に寄与できたか)
(評価結果の活用方法)
(コンソーシアムとしても学校の支援)

学校としてはOUT COMEの保証(対社会的)
アクレディテーションとしての機能を持つべき

25

2017年度以降への展望 ③

〇〇〇からの強い示唆……
各専門学校種での共通基準
…評価項目での共通基準化⇒これから報告
(評価項目の作り方…慎重に…アセスメント項目)
…評価のサイクル…5年1回程度
…評価システムの整備…
…企画委員会…中立性の担保…
…評価調査委員会
(学校関係者・業界関係者・利用者・学識者・企画委員)
(関連委員の学習の必要性)

26

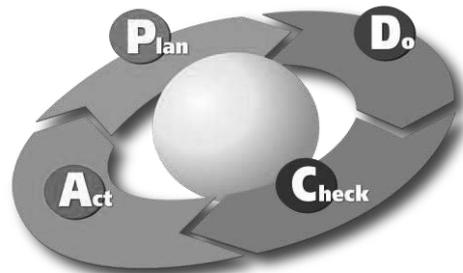
2017年度以降への展望 ④

評価認証の結果をどう使うのか
○評価認証を受けている学校と、受けていない
学校の違い …これを学生や社会にどう発信していくか

○受けている学校の養成教育の方が質が高い
○卒業生の介護職への就職率が高く、かつ離
職者が少ない。 …就職先の選択…ブラック職場の排除
⇒介護福祉への信頼感の回復…

27

すべては、PDCAサイクルを廻すことから始まる



・介護福祉士養成校の充実発展を祈りつつ
ともに頑張りましょう

28

平成26年度～平成28年度
 文部科学省委託「介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証」事業

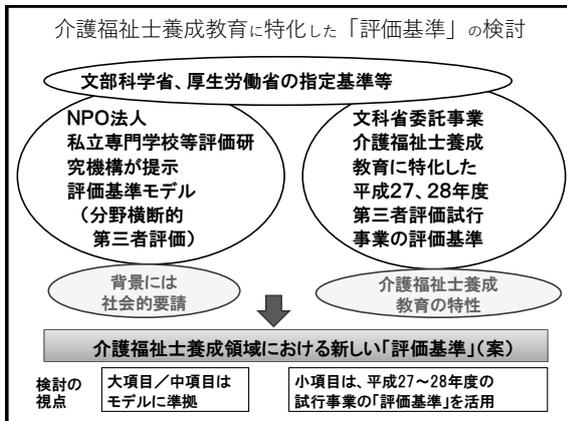
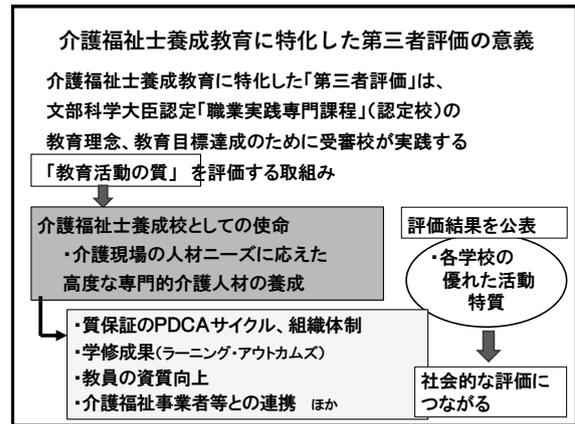
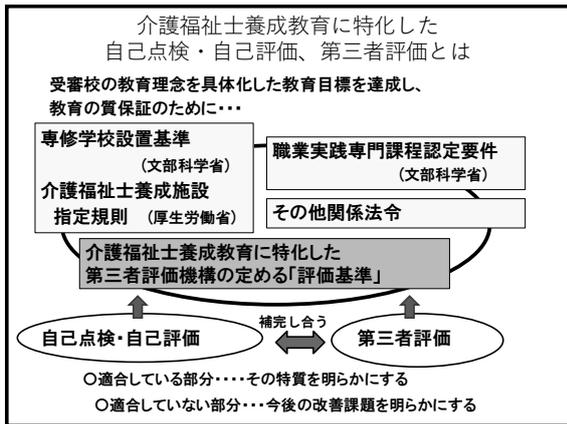
**分野別第三者評価事業
 介護福祉分野**

**2.自己点検・自己評価
 第三者評価の実施方針と
 新・評価基準の概要**

2017.2.21
 報告者/「実証事業」評価調査委員会
 委員 新井 宏

[報告内容]

1. 介護福祉士養成に特化した自己点検・評価、第三者評価の概要
2. 介護福祉士養成に特化した「評価基準」の検討内容
3. 自己点検・自己評価の実施要項
 - 「結果報告書」の記述 -



介護福祉士養成教育領域に特化した新しい「評価基準」の構成

大項目	中項目	小項目
基準	基本的な観点	(記述のためのガイドライン)
1～9	36項目	

9つの基準、36項目について自己評価、第三者評価。これ以外に、学校の教育理念、目的・目標に照らして、独自の「基本的な観点」を設定(追加)することもできる。

NPO法人私立専門学校等評価研究機構の基準モデル		
大項目	中項目	《任意項目》以外は、全て必須項目
1.教育理念	1-1 教育理念・目的	
	1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ	
2.教育活動	2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針	
	2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成	
	2-3 専攻分野における専門的な職業教育の実施	
	2-4 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準	
	2-5 授業評価	《任意項目》
	2-6 教員の組織体制	
	2-7 実務に関する企業等と連携した教員研修	
	2-8 入学者の受け入れ方針	
	2-9 入学者の募集、入学選考	《任意項目》
3.学修成果	3-1 専攻分野における就職率の向上と取組の成果	
	3-2 専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果	
	3-3 退学率の低減と取組の成果	
	3-4 専攻分野の教育活動における目標と取組みの成果	
	3-5 卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性、効果	
	3-6 卒業生の専攻分野における社会的評価	《任意項目》

大項目	中項目	
4.教育環境	4-1 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備	
	4-2 専攻分野における実習施設、インターンシップの場等	
	4-3 学校における安全管理	
	4-4 防災に対する組織	
5.学生支援	5-1 学生の健康管理	
	5-2 学生生活の支援	《任意項目》
	5-3 学生相談	《任意項目》
	5-4 卒業生への支援	《任意項目》
6.内部質保証	6-1 学校評価の実施と結果の公表	
	6-2 学校評価に基づく改善の取組	
	6-3 教育情報の公開	
	6-4 関連法令・専修学校設置基準等の遵守と学校運営	
7.学校運営・財務	7-1 運営方針・事業計画・予算	
	7-2 学校運営組織の整備	
	7-3 財務運営	
8.地域貢献・社会貢献	8-1 社会貢献・地域貢献	《任意項目》
	8-2 ボランティア活動	《任意項目》
9.国際交流	9-1 留学生の受け入れ・派遣	《任意項目》

必須25項目 任意10項目

介護福祉士養成教育に特化した新「評価基準」		
基準	基本的な観点（中項目）赤文字・・・モデルとの違い	
基準1 教育理念	1-1 教育理念・目的	
	1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ	
基準2 教育活動	2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針	
	2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成	
	2-3 専攻分野における実践的な職業教育の実施に関する基本方針、計画の作成	
	2-4 専攻分野における専門的な職業教育の実施－教科－	
	2-5 専攻分野における専門的な職業教育の実施－実習教育－	
	2-6 授業評価、教育活動の評価	
	2-7 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準	
	2-8 教員の組織体制、担当制、チームワーク、意思決定システム	
	2-9 介護福祉事業者、介護福祉士会等と連携した教員研修	
	2-10 入学者の受け入れに関する方針、入学者の募集、入学選考	
基準3 学修成果	3-1 専攻分野における就職率の向上と取組の成果	
	3-2 専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果	
	3-3 退学率の低減と取組の成果	
	3-4 専攻分野の教育活動における目標と取組みの成果	
	3-5 卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性、効果	
	3-6 卒業生の専攻分野における社会的評価	

基準	基本的な観点(中項目)	
基準4 教育環境	4-1 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備	
	4-2 専攻分野における実習施設、インターンシップの場等	
	4-3 学校における安全管理	
基準5 学生支援	5-1 学生の健康管理	
	5-2 学生生活の支援	
	5-3 各種相談に対する体制、学生相談	5-3 5-4を統合
	5-4 卒業生への支援	
基準6 内部質保証	6-1 学校評価の実施と結果の公表	
	6-2 学校評価に基づく改善の取組み	
	6-3 教育情報の公開	
	6-4 関連法令・専修学校設置基準等の遵守と学校運営	
基準7 学校運営・財務	7-1 運営方針・事業計画・予算	
	7-2 学校運営組織の整備	
	7-3 財務運営	
基準8 地域貢献 社会貢献	8-1 社会貢献・地域貢献	
	8-2 ボランティア活動	
基準9 国際交流	9-1 留学生の受け入れ	
	9-2 学生の海外派遣	

「評価基準」の中項目に対応した小項目（検討中）		
基準	基本的な観点（中項目）	記述する事項（検討中） （自己評価のときのチェックポイント）
基準2 教育活動	2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針	教育理念・目的を具体化し、介護福祉士養成校関係通知に対応し、介護福祉事業者等が求めている人材育成ニーズ、学生の学習ニーズを総合して編成した教育課程、および実施方針の内容について
	2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成	教育課程の編成にあたり、介護福祉事業者・企業関係者、利用者組織、その他幅広い人々の意見を集める教育課程編成委員会の開催の取組み等、緊密な連携に関する内容について

大項目	中項目	小項目
基準2 教育活動	2-3 専攻分野における実践的な職業教育の実施に関する基本方針、計画の作成	①介護福祉士養成校の卒業時到達目標を達成するためのカリキュラム編成にあたって、介護福祉事業者・企業、専門機関・団体関係者、卒業生等との連携の方法、状況について
		②介護福祉士養成校の卒業時到達目標を達成するための専門教科・実習等の年間計画(シラバス)の作成にあたって、介護福祉事業者・企業、専門機関・団体関係者、卒業生等との連携の方法、状況について

基準	基本的な観点	記述する事項（検討中）
基準2 教育活動	2-4専攻分野における実践的な職業教育の実施 —教科—	①介護サービス利用者の人権、尊厳などの価値、法令遵守の意義、介護福祉専門職自身の基本的労働権等に関する教育内容、工夫、および取組における介護福祉事業者等との連携について(例:身体拘束・虐待禁止、苦情解決システム、ハラスメント防止等) ②介護福祉専門職としての価値・態度、社会人としての一般教養、マナー、対人関係能力、介護現場でのコミュニケーション能力等を高めるために取組んでいる教育内容、介護福祉現場との連携等の内容、および工夫について

以下、「人間と社会」「こころからのしくみ」、アクティブラーニング、認知症、ターミナルケア、医療的ケア、福祉機器等をテーマとした授業内容、現場との連携等の内容、工夫について、提示している。

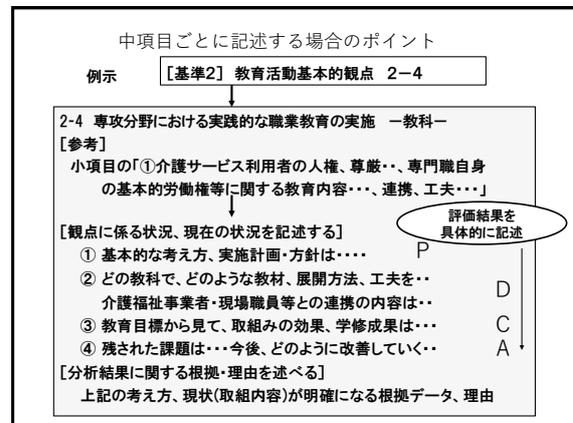
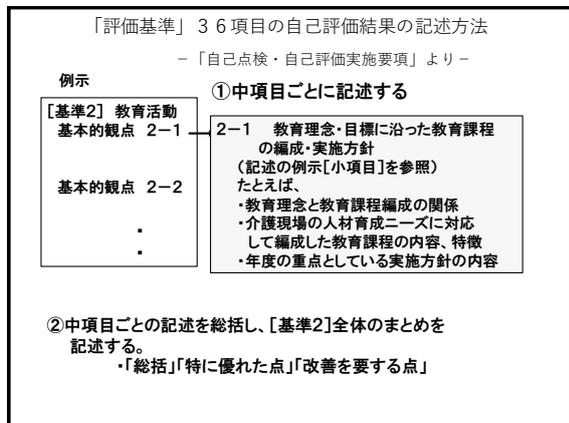
教育活動以外の評価項目		
基準	基本的な観点	記述する事項（検討中）
基準5 学生支援	5-2 学生生活の支援	①学生の経済的側面に関する支援制度と運用状況について (例:独自の奨学金や給付制度を設けている、利用状況についても記述) ②課外活動、クラブ活動、各種の委員会活動、ボランティア活動等に関する環境整備(設備面および運用面の支援)について
	5-4 卒業生への支援	①介護福祉専門職としての生涯学習(リカレント)のための支援について (例:介護支援専門員資格取得のための特別講座の開講など) ②転職希望や再就職のための相談や支援の取組みについて ほか……

内部質保証に関する評価項目		
基準	基本的な観点	記述する事項（検討中）
基準6 内部質保証	6-1 学校評価の実施と結果の公表	教員による授業評価、学校自身による「自己点検・自己評価」、学生・保護者等も参加した「学校関係者評価」を、どのような仕組みで実施し、その結果の公表について記述
	6-2 学校評価に基づく改善の取組み	「学校関係者評価」などの結果を、どのように教育活動等の見直しに反映させているかについて記述
	6-3 教育情報の公開	貴校の教育内容等について、どのような内容をどのような媒体で公開しているかについて記述
	6-4 関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営	関係法令の遵守とともに、とくに改正後の個人情報保護法に基づき、学生等の個人情報保護のために、どのように取り組んでいるかについて記述

社会貢献・地域貢献に関する評価項目		
基準	基本的な観点	記述する事項（検討中）
基準8 地域貢献 社会貢献	8-1 社会貢献・地域貢献活動	①行政や介護事業者(社会福祉法人等)、社協などの関係組織と協働して、介護ニーズの把握や変化をつかみ、その解決のための活動や計画づくりへの参加について ②地域の介護問題への貢献活動の展開について (例:認知症の理解のための住民講座や介護福祉士試験対応の講座開催等)
	8-2 ボランティア活動	学生の自発的なボランティア活動を推進するために、学内に担当職員を配置し、ボランティア推進組織(社協等)と定期的情報交換、活動者募集の掲示、共同募金の推進等について

評価基準に沿った自己点検・自己評価の方法 - 「自己点検・自己評価実施要項」より -	
教育理念、使命、目的、目標を どのように教育活動等に具体化しているのか	
(1) 基準・法令等への適合性を自己点検・自己評価する	<ul style="list-style-type: none"> ①設置基準等への基準適合性 <ul style="list-style-type: none"> -施設・設備内容、修了要件単位・時間、教職員体制 ②職業実践専門課程・認定要件の適合性 <ul style="list-style-type: none"> -企業(介護福祉事業者等)との連携による教育活動、教員研修、実践的職業教育向上への取組み ③学修成果等に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> -卒業時到達目標の達成に向けたプロセス -教育理念、教育目標に基づく課程編成、計画、教育実践、成績評価の取組み ④内部質保証のための組織体制、実施プロセス(PDCA)
(2) 「評価基準」基準1～9、「基本的な観点」ごとの評価	

自己点検・自己評価の結果報告書の構成 - 「自己点検・自己評価実施要項」より -	
(1) 基準・法令等への適合性の自己点検・自己評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設調査(当該年度5月1日現在) ・学校案内パンフレット等 ・学校基準に基づく教育課程ほか
(2) 学校の教育理念、教育目的・目標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の歴史的な発展と教育理念、目的等 ・介護福祉現場の要請に対応した育成人材像 ほか
(3) 介護福祉士養成教育に特化した評価機構「評価基準」に沿った自己点検・自己評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な観点(中項目:36項目)ごとの自己評価結果



平成26年度～28年度
文部科学省委託

分野別第三者評価事業 介護福祉分野

事業実施のアウトライン

- ・書面調査
- ・訪問調査
- ・報告書作成
- ・評価者研修

報告者：八尾 勝
YMC 東京 YMCA 医療福祉専門学校

1. 評価の流れ
2. 書面調査について
3. 訪問調査について
4. 報告書の作成について
5. 評価者研修

1. 評価の流れ

説明会
↓
申請
↓ (受審校対象の自己点検研修会)
↓ (評価者研修)
自己評価書提出
↓
訪問調査
↓ (報告書内示、意見申し立て)
報告書確定、公表

2. 書面調査について

書面とは

- 自己点検評価報告書
- 参考資料（エビデンス）

※自己点検書は公表されるので提出後に日本語表現等につき事務的な整理あり

評価基準項目ごとに「自己点検評価報告書」と「参考資料」を突き合わせて自己点検結果の信頼性について評価する。

その上で特に優れた取り組みと改善した方がよい項目を洗い出す。

3. 訪問調査について

目的：

1. 書面調査では伝わりきれないリアルな学校の実態に触れる。
 - 在校生、教員、卒業生等面談
 - 授業参観
 - （休み時間の様子、掲示物、校舎等）
2. 個人情報保護に該当する参考資料の閲覧

※日程は評価側で決める（事前に事務局とのやり取りを前提とする）

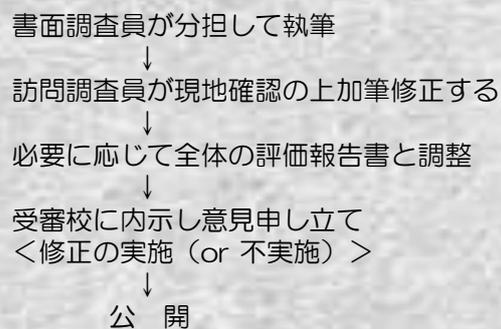
スケジュール例

- 10時 学校・学科・教職員の紹介（校長）
- 11時 見学・授業参観
- 12時 （お昼）
- 13時 資料拝見（個人情報に関わるもの）
- 15時 教職員インタビュー
- 16時 在校生（卒業生）インタビュー
- 17時 <評価委員 打合せ>
- 18時 本日のまとめ（幹部教職員対象）

訪問調査の内容分析

- 書面調査で漏れていた部分が埋められたか
- エビデンスの確認ができたか
- 書面調査の印象と訪問時の印象は違っていたか。
もし違っていたとしたらどの部分でどのように違ったか？
それは学校評価にどのように関わるか？

4. 報告書の作成について



5. 評価員の研修

- 評価項目の理解
- 評価の視座の理解
- 評価対象への理解
- 主観評価と客観評価の使い分け
- 評価報告書特有の表現の理解



6. モデル校の第三者評価受審レポート

第三者評価の受審と考察

「平成28年度第三者評価を受審したモデル校の評価実施」について

函館臨床福祉専門学校 介護福祉学科長

井出 雅夫

(1) 第三者評価を受けた理由について

- ① 従来から実施していた関連職業・業界団体との連携、教育課程の編成、演習実習等の実施、教員研修の実施、学校評価の実施等を取りまとめる作業を行うことで平成27年2月25日に「職業実践専門課程」の認定を受けることができた。この作業において学校教育の現状を認識することができた。さらに将来の「専門職業大学(仮称)」に求められるであろう「第三者評価」を経験することでより質の高い学校運営を目指すことができると考え、モデル校として第三者評価を受けることにした。
- ② これまでの本校の取り組みについて、福祉関係の学識経験者の方に評価していただくことにより、高評価のところはさらに伸ばし、改善を要するところは見直し改善していきたいとの考えからモデル校として第三者評価を受けることにした。

(2) 自己点検・自己評価作業について

- ① 介護福祉士、看護師、社会福祉士の専門職教員がそれぞれの専門性を生かした教科教育を行っており、公開授業や授業検討会を通して横断的に教育内容を理解しようと努力していることから「教育内容」「教育方法」についてはどの教員も共通理解がされている。また、「やりがい・キャリア形成等を醸成する教育」や「実習」、「リカレント教育体制」についても本校教員に加えて卒業生の実習指導者や同窓会組織等との連携により、質の高い実施体制が整備していることから同様に共通理解がされている。このことから全教職員が現在の業務に近い分野において自己点検・自己評価作業を分担して行った。
- ② 自己点検・自己評価作業は、通常業務に付加して行われたが、平等に作業を行うことにより、特に異論もなく円滑に作業を進めることができた。
- ③ 自己点検・自己評価作業は、その評価が甘くなりがちになる傾向がある。作業を通して甘く評価した部分を認識し、より良く改善するためのきっかけになる機会でもあった。

(3) 第三者評価を実施してのメリット

- ① 本校の教員は、10年以上勤務する教員の割合が高いため、これまでの教育方法を見直す機会を見逃しがちになっている。今回の第三者評価により、同じ介護福祉士

養成関係者の目で見てもらふことにより、これまでの「教育内容」「教育方法」についての見直しの動機づけになった。

- ② 入学者数の減少により定員割れしている現状から第三者評価を実施することにより、対外的にPRすることができ、これからの学生募集に生かしていきたい。

人口減少の地方都市における介護福祉士養成教育の持続性を高めるために

学校法人北斗文化学園法人本部統括本部長

北海道福祉教育専門学校 副学校長

澤田 乃基

(1) 介護福祉士養成の現状と今後の社会的ニーズ

「介護福祉士」は、その処遇面において未だ十分な改善が図られているとは言えないところを持って、元々が、敬遠されがちな職種であるため、2011年頃より今日まで、全国的にこの資格の養成校には、修学希望者が集まらず、年々入学者が減少の一途を辿っていることは、現在の介護福祉士不足の社会的問題の一部となって顕現されている。

2025年には30万人の介護福祉士が不足すると政府はその見通しを公表している。今後、医療的ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加に伴い、介護のニーズの高度化・多様化に対応しうる介護人材の質的向上が図られる必要がある現状、本校は、人口減少が進行する地方都市に、存在しているが、本校においてもこの流れを先取した高質の介護人材の養成に向けた学校規模でのレベルアップが必要と考えた。

(2) 地方都市における介護福祉士養成のあり方

都市部に人口が集中すると同じくして、介護人材も都市部に集中する傾向は、一層加速すると予測しているが、今後も継続して地方における介護人材養成の拠点として社会的責任を果たすことは、基より、学校自体のレベルの向上によって、地域社会における介護人材の供給源として、一層の責任を果たし、卒業生、その勤務先の介護福祉施設にとって介護人材のキャリアアップのための研修等の実施先として、あるいは、先駆的に今後の介護福祉業界に必要な情報を常に発信するなど、人材教育の他にシンクタンク的な拠点となることなど、より、高度な教育機関として、そのあり方の水準の向上を目指した場合、現在の学校の現状を冷静に知ることが必要と判断した。

(3) 高度化・国際化の必要のある介護福祉士教育の実現に向けて

今後、本校として、高度化する必要性があると考えた介護福祉士養成教育に、介護福祉業界全体の人材不足を補うための社会的方向性を加味した場合、海外から介護福祉士となる人材を受け入れて、これらの外国人に介護福祉士養成教育を実施した場合、現状の教職員の資質と提供される教育内容などについて、これを再度検証する必要がある。このように複数の高度な課題を確実に遂行して行くためには、第三者的視点から学校の評価を受ける必要

がある。ここで得た評価である結果を持って、その改善を要する箇所については、これを是正して、質の高い介護人材教育を実現することが必要であると考えて、この度の「第三者評価」の受審を決定した。

(4) 学校の持続性を高めるための「第三者評価」

介護福祉士養成教育を取り巻く環境の変化に国際化の要素が加わり始めた今日、学校の所在地の社会環境が、決して好ましいものではないことを含め、見通しがつき難いほど、激変が常態化する環境に対応するための手始めとして、この度の「第三者評価」の成果を有効に活用して、将来に向けて学校の持続性を高めるための方策を講じるための契機とする。

学校が存続することにより、進行する社会の高齢化に貢献し続けることが出来る。このことにより、学校として社会に対する使命を果たすことが可能となると考える。

第三者評価を受けての考察

北日本医療福祉専門学校副校長補佐
豊嶋 由美子

(1) 第三者評価を受けた理由について

平成21年から実施された新カリキュラムにより、各校の特色を出せるカリキュラムになった。とはいえ、厚生労働省指定施設ではない学科に比べると必修教科、専任教員の条件、教員研修会もあり、より専門的知識を学べる養成校になるように組まれている。また、運営についても都道府県の監査が的確な運営がなされているかを評価・指導いただく機会がある。

しかし、教育の質や専門性については監査・評価する機関がない状況である。必修教科とそれに関する教科を立ち上げ、より専門的に学べるよう独自の体系的な教科課程を構築できることが新カリキュラムの特性ともなるのではあるが、より質の高い学生を育てる事ができているのかの指標がほしい所であった。今回、非常に短い期間で自己点検自己評価表を作成し提出しなければならない中取り組んだのも、その点が強くあったからである。それに加え、介護福祉科の入学者数の低迷が続いている。専修学校各種学校連合会からは、職業実践専門課程認定校として学生募集の広報の材料に使うことを話されているが、介護福祉科に関しては認定を受けているところも多く、より先駆的に取り組んでいる事を示したい理由もあった。

(2) 自己評価作業について

事前の説明会において自己点検自己評価票を開示していただいた後、学内で検討を進め第三者評価を受審する体制を整えた。本部で学校運営に関わる部分、教育内容に関わる部分に於いては教員で作成していった。すでに、学校運営・学生募集・職員会議議事録等の資料は作成・裁裁・保管との認識があり、この時点で根拠となる資料・データ等補完的資料の準

備に関しては、特段手のかかる作業ではなかった。専門職教育の質を保つために教員、教科間の連携と、各教員の実践については教員間でも認知していることでもあり、各々が真摯にかつ確実に積み上げてきたが、評価作業にあたり教授した結果を明文化するには、各教員の授業内容を確認し聞き取り調査をしなければならない状況であった。しかしながら、聞き取りや教材の提供を求められても各教員が積極的に開示出来る姿勢に、質の高い教育を行うための自己研鑽の成果を見る事ができたと感じている。

教育形態を確立する根底には、各教員の教材研究、指導研究がある。各教員の研究心、探求心がこの教育形態の確立のためには欠かせないものであり、それに取り組む教員の専門性の高さも関与してくると考えている。教員の質の確保が専門性の高い教育への一歩だと考え、学生もさることながら教員の人材育成も継続的に行われるよう支援する事が専門性の高い教育の一歩であると改めて感じる事ができた。

(3) 第三者評価を実施して(うけて)のメリット

自己評価書の作成に際し、必須評価項目の他に選択評価項目がある。評価報告書を作成する教員の専門性により、選択式評価項目が変わってくる。訪問調査の際には、評価委員の先生方は「苦手分野」と話していたが、その通りであり校内で未整備の部分がこの評価シートに現れず、評価に取り組むときにはすでに次回までの課題が明確になる。そして、評価シートを作成し明文化する時点でも課題点が露呈してくる。評価作業をする事で課題点が明確になり、今後学校教育の推進に向け、専門性の更なる向上に向け指針を頂くことが出来たと考える。

自己点検・自己評価作業について

公益財団法人横浜 YMCA
YMCA 健康福祉専門学校 教務主任
石川 晴美

文部科学省の委託事業である本事業の第三者評価について、受審するにあたりどのようなメリットがあるのか、またどのような作業が想定されるのかを学内で検討した。短い期間で、提示された基準について報告書を作成し、まとめ上げることについて不安がなかったとは言えない。しなしながら、現在の学校運営の体制について、学生指導について、またカリキュラムの編成や実習先や外部企業・施設との連携などについて、学校としてわが身を顧みる機会は日常的にはできないこと、さらに意欲的に取り組んでいること、気づいていなかった良い点、改善すべき点などを明確にすることで改善に向けた意識づくりの一益となればと思ひ、受審を決断することとした。

実際の準備は3名の教職員を中心に行った。教育理念や内部質保証に関する基準1, 2, 9, 10は教務、介護福祉教育に関する基準3, 6, 7, 8は介護福祉科学科長、教育方法と教員の質向上に関する基準4, 5は学科統括が担当し、各々の準備期間を経てまとめの作業を行った。報告

書の作成作業については個々に行っていたのだが、まとめの作業を始めてから気づいたことがあった。それは基準に関わりなく、根拠として整えている資料に重複が見られたこと、その多くは本校の母体である横浜 YMCA の活動として行う地域活動、そしてボランティア活動に関わるものということである。本校では横浜 YMCA の専門学校として、学生たちが平和で公正な福祉社会の担い手となることを願いながら専門職養成に携わっている。そのうえで地域活動やボランティア活動は私たちにとっては「もう一つのカリキュラム」と位置づけしてきた。キリスト教の価値に基づいた、分け隔てなくあらゆる人の命を大切にすること、一人ひとりを大切にすること、人を受け容れること、違いを受け容れること。このことを大切に学生たちに伝えている。また、とにかく単位を、資格を取得するためだけの学びになりがちな専門学校教育であるが、働くことに価値を見出せる専門職をめざすにはどうしたらよいか、そのための学びは学内だけではなく地域にこそあると感じている。これらのことが専門職養成のための学習とリンクすることは本校にとっては他にない特長であり強みであるということが明確に見えてきた。

今回の報告書の作成を通して、別々の活動に見えがちな YMCA の活動と学習成果のリンクが、目に見えるかたちで教職員へ広がることできたと感じている。評価結果を通じて教職員の気づきを促すとともに、課題を共有し、自分たちの成長のきっかけとしたい。

第3者評価受審レポート

松本医療福祉専門学校 副校長
百瀬 由久

1) 第3者評価を実施した理由

- ①自己評価は行っていたが、その内容や妥当性についての評価は行っていなかった。特にどのような項目で評価を行うのが良いかは試行錯誤しているところであった。第3者評価をきっかけに、社会的に妥当で、より良い職業教育を目指すための評価体制を構築するため。
- ②より客観性の高い評価をするためには、どのような資料があれば良いのかの情報収集のため。
- ③同法人内に職業実践専門課程の認定を受けている他学科がある。それらについても将来は第3者評価が行われると考える。その情報収集のため。
- ④第3者評価の観点を参考に、今後の教育方針・内容について再考していくため。

2) 自己点検・自己評価作業の体制と学内の反応について

- ①第3者評価項目のいくつかは介護福祉学科教員全員に分担し評価を実施してもらうことができた。それにより職業実践専門課程や第3者評価に対する認識を深めてもらうことや関心を高めてもらうことができた。

3) 自己点検・自己評価の課題について

- ①客観的評価のもととなる資料は、現状まだまだ不足している
- ②資料をもとに評価に至るまでの過程をシステム化できるようにして行きたい。

4) 第三者評価を受けてのメリット

- ①教育目標や内容について再考するきっかけとなった。
- ②現在の教育体制の長所・短所を明らかにすることができた。それとともに何が不足しているのかを明らかにすることができた。
- ③ある意味でのマンネリ化があったような気もする。また近年、介護福祉学科の募集も低調となっている。それらを打破して新しい一歩を踏み出していくきっかけとなった。

介護福祉士養成教育に特化した第三者評価に期待すること

学校法人電波学園

あいち福祉医療専門学校 介護福祉学科 主任
齊藤 隆司

(1) 第三者評価を実施した（受けた）理由

介護福祉士国家資格取得ルートが見直され、介護福祉士養成校（以下養成校）卒業生は平成29年度より卒業時に国家試験を受験できることとなった。介護福祉士を取り巻く状況は、人材確保と多様化するニーズに対応できる質の確保が求められる一方、養成校入学者数は減少の一途にある。

養成校の役割は、質の高い介護福祉教育のみでなく、介護人材のすその拡大も重要な使命であり、介護福祉分野に興味、関心が向く「魅力ある学校づくり」をはじめ、入学者確保に向けた取り組みが緊急の課題となっている。本校としても、カリキュラムの創意工夫、体験入学の工夫、実習先との連携強化など多角的に展開中である。そこで以下の4点を目的に、今年度第三者評価を受審することとした。①自己点検により教職員自ら自校の現状を明らかにする②自己点検・自己評価を行うことにより今後取り組むべき課題を明らかにする③第三者による「自校の評価」を客観的に受け止め、今後の介護福祉教育および募集活動に活用する④本校の取り組み（介護福祉士養成校）を、社会に発信することで学んでみたい学校となる

(2) 第三者評価を実施して（受けて）のメリット

① 自校の現状を自己点検から気づく

自己点検を実施するにあたり、学科教員、関係他部署と協働の下、点検項目を選定する段階において、年度途中に十分な時間を取り「学園年度目標」、「学校年度目標」、「教育理念」、「教科目標」、「教科課題」といった大目標から実践課題を見直す機会が持てた。教職員間の連携強化および教育方針等を振り返る「一堂を会しての確認作業」を十分に確保す

ることが必要と考えている。

② 自校の現状を第三者評価から気づく

これまで学校関係者評価等を活用し、自己点検を実施していたが、本事業では介護福祉学科に十分特化した評価項目を活用しているため、日頃当然視の日常として取り組んでいることがらを改めて「見える化」できた。特に、自校の取り組みで、評価項目「基準1 教育理念」、「基準3 教育内容」、「基準6 やりがい・キャリア形成等を醸成する教育」、「基準7 実習」など「長所」と確認できた領域は、第三者評価を受審したからこそそのメリットであり、教職員の達成感に繋がったと考えている。また「短所」に関しては、評価項目「基準5 教員の資質向上」など教職員全体で焦点を絞り取り組むべき領域として明らかになった。

③ 養成校の社会的使命・役割を発信できる

第三者評価を実施し公表するプロセスを持つことは、特に「基準3 教育内容」「基準4 教育方法」「基準5 教員の資質向上」「基準6 やりがい・キャリア形成等を醸成する教育」「基準7 実習」等を通して養成校の社会的使命・役割を詳細に社会へ発信することとなる。このことは自ら存在と養成活動の意義を掘り起こすと同時に募集活動に繋がると期待できる。介護福祉教育のPDCAを広く発信することで、また加えて課題として予期される「発信媒体のあり方」が工夫されることで「介護福祉を学びたい」人材増加に期待したい。したがって介護福祉養成教育に特化した第三者評価は、発信媒体の研究とともに発展することで介護人材のすその拡大に必要となる活動と考える。

第三者評価を受けて

学校法人麻生塾

専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ 校長代行

五十嵐 比奈子

(1) 第三者評価を実施した理由について

今回、介護福祉士に特化した第三者評価の受審に至った理由は、以下の2点である。

①職業実践専門課程認定校、介護福祉士養成校である以上、本校の教育活動・学校運営の実態を第三者に評価してもらうことで、プロを育てているという役割と責任を社会的にも明確にする必要があると感じた。

②第三者において一定の基準に則り、客観的に本校の教育内容を評価していただくことで、自身では気づきにくい強みや課題を把握することができると考えた。

(2) 自己点検・自己評価作業について

受審の説明会から自己点検・自己評価表の提出までの作業期間は約1ヶ月と短いものであった。その内容も単なるレベル評価ではなく、レポート形式であり、根拠資料の提出も必

要となることから、6名にて作業を行った。

本校ではもともと ISO9001 の認証や自己点検評価を実施していたこともあり、業務記録を残すことは習慣化しており、根拠資料や参考資料の収集にはさほど苦労はしなかった。しかし複数項目に重複している資料も多いため、どのように整理すれば評価委員が見やすく、理解しやすいものになるかを考えるのに試行錯誤した。

(3) 評価シート調査項目について

調査項目については、介護の専門性を育成する客観的な指標となっている。しかし中項目は、1つの項目に様々な意味（コミュニケーション力、キャリア教育、社会性、人間性等）を持ち、重複するものが多いと感じた。幅が広く、捉え方が難しい項目についてはその都度小項目（事例）を確認したが、どのような内容で記述すべきなのか判断しづらい部分もあった。また本校では（2）でも示した通り、複数人で分担して作業を行ったが、各項目に対しどのような解釈をした上で回答をするのかをすり合わせていなかったため、各自が同じような内容を別の項目で記載していることに困惑することもあった。しかし最終的には、複数項目で繰り返し出てくる内容こそが、本校独特の教育の特色であるとの認識に至った。さらに自校の取り組みや目的、教育の方針に対し、教職員間で再共有を行うことができた。

(4) 第三者評価を実施してのメリット

今回第三者評価を実施してみて、教育理念に基づくカリキュラム編成を体系化する必要性が再認識されたとともに、改めて本校の育成する人材像や自校の強み・弱みが明確になった。

本校では多様化する学生に対応するため、時間をかけて補講や面談、再教育を行っているが、目に見える教育的効果が得られず、有資格者の育成にジレンマを感じることもある。しかし今回の第三者評価を通して、教育内容を整理しひとつひとつ言語化することで、今まで漠然と捉えていたものを整理することが出来た。また教育機関としての責任と役割を果たそうとするプロ意識を持ち、ぶれない視点で人材育成をする教職員の熱意溢れる姿勢に改めて誇りを持つことができた。

そして介護福祉士養成教育とは、在校生のみならず卒業後の教育までを含めた品質保証であることを再認識し、学校全体として卒業生に対するリカレント教育に取り組む仕組み作りの必要性を感じる事ができた。

(5) 自己点検・自己評価の課題について

介護業務の特性である個別性を重視した生活支援は、的確な表現や数値で表すことが難しい。それ故に、第三者評価の評価委員の捉え方により評価に影響を及ぼす可能性もある。今後は評価委員の育成や訪問調査時の確認事項の統一等が課題であると考えている。また第三者評価を実施することで、介護福祉士の専門性の確立、社会的地位向上に繋がることが望まれる。そのためには養成校だけでなく福祉業界、他福祉団体が連携し、明確な介護福祉士の人材像を捉えることが求められる。第三者評価がそのような指標の1つとなることを期待したい。

7. 委員の第三者実施報告レポート

3年間の試行事業の成果と課題

介護コンソーシアムへの期待

一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構顧問・名誉教授
川口 昭彦

介護職場で中核的な役割を担うべき「介護福祉士」を養成する大学や専門学校における定員に対する入学者の割合は、2006年度以降いわゆる「定員割れ」が続き、2015・2016年度には50%を割り込んでしまった。さらに、コンソーシアムの会議で、「介護福祉士の制度が発足した25年前と比較して、現在は、その初任給が下がっている。」という話を聞き愕然としたことを記憶している。

わが国では、少子・高齢化が進み、生産年齢人口が減少するとともに、知識や技術は日進月歩の進化を続け、産業の高度化が急速に進んでいる。そして、新しい産業・職業が次々と生まれる一方で、今ある職業の多くが、近い将来、新しい職業に入れ替わっていくことを想定しなければならない(1)。さらに、多くの仕事がコンピュータに置き換えられ、人が担う仕事の領域も変貌していくものと予測されている。物流、営業、事務および秘書業務、サービス業、製造業などは、コンピュータによって代替される可能性が高いのに対して、経営、財務、エンジニア、教育、芸術、ヘルスケア業務などはコンピュータによる影響は少ないとされている(2)。すなわち、介護は、コンピュータが活用できる部分はあるものの、人の力に頼らなければならない部分が多い分野の一つであり、上記のような状況は早急に対応しなければならない課題である。

確かに、介護の職場は、『ストレスの多い職場』であり重労働の割には賃金が低い処遇が影響していること、また、厚生労働省等の政策に多大に依存していることも事実である。しかしながら、この現状を打開して行くためには、介護コンソーシアムはじめ関係者の皆さんのアイデアと地道な努力を期待したい。筆者は介護については全くの素人であり、以下の記述が、実情を知らない的外れの意見であれば、ご容赦いただきたい。

高齢者らの介護を行うためには国家資格が必要であるが、国家資格の取得は最低要件であり、学校の教育は国家資格の取得だけが目的ではないはずである。介護を行うために最も必要とされる能力は、「コミュニケーション能力」と介護を求めている人の状況を理解する「感性」である。このうち感性を育てることは難しいテーマであるが、コミュニケーション能力と感性は、それぞれの学生の付加価値となる。どれだけの付加価値をつけて学生

を社会に送り出すかが、学校の責任である。各学校は、「この学校では、これだけの付加価値を身につけることが期待できる」という情報を積極的に発信しなければならない。

それぞれの学生が持つ付加価値が明確になれば、学生の流動性が高くなり、介護分野にもポジティブな結果が期待できる。この流動性を高める手段として、コンソーシアムで資格枠組の構築を期待したい。資格とは、学校教育、職業訓練、高等教育、生涯教育などにより獲得した技術、能力、知識の証明である。資格枠組は、生涯をつうじて、国を越えて、また国内において、学習者や就業者の学習・訓練および移動に有用な情報を提供することが期待できる。資格枠組の詳細については、拙著(3)を参考にされたい。

以上とは論点が異なるが、介護対象者が社会の中での自立を促進する活動（例えば、健康を増進するための活動など）に積極的に取り組むことを提案したい。わが国の医療は諸外国に例を見ないほどの「薬漬け」である（医療保険制度の問題であるが）。重要なことは、薬は必要最小限にして、患者自身の治癒能力を引き出すことである。この例が適切か否かは不安ではあるが、介護対象者が自らのペースで自立することを支援していくことこそが重要であろう。このためにも、介護に携わる者のコミュニケーション能力と感性が求められることになり、また、介護にあたる者が、仕事に意義を感じるきっかけとなるであろう。

<参考文献>

(1)Cathy N. Davidson (2011) “Now You See It: How Technology and Brain Science Will Transform Schools and Business for the 21st Century” New York Times Bestseller

(2)Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne (2013) “The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation?”

<http://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/publications/view/1314> (アクセス日：2017年2月3日)

(3)川口昭彦(2015)一般社団法人専門職高等教育質保証機構編 専門学校質保証シリーズ 『高等職業教育質保証の理論と実践』ぎょうせい pp.116-120

介護福祉士養成校の第三者評価へ期待するもの

公益社団法人全国老人保健施設協会副会長
一般社団法人東京都老人保健施設協会会長
平川 博之

文部科学省委託事業の「介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証」事業の委員として、養成校卒業生を受け入れる1事業者の立場で参加している。よって本事業で検討されている評価項目や評価基準等の専門的知識を要する案件について意見できる知見は持ち合わせていない。ただ、委員の方々の真摯な研究姿勢や鬼気迫る議論を目にして本事業の重要性、期待の大きさが実感された。

さて、私ども介護事業経営者が今、最も求めて止まないものは「良い介護人材」である

ことに異議を唱える者はいないであろう。どの事業所でも「良い介護人材」は枯渇状態にある。それどころか言い方は悪いかもしれないが、当たり前の介護職、更には介護助手レベルの人材も手に入れることは困難になっている。業界内では半ば諦めの雰囲気すら漂いだした。しかし、利用者に少しでも良いケアを提供したという思いに変わりはない。厳しい状況だけにより「良い介護人材」が切望されている。そこで一定の質を担保しようとすると、必然的に養成校卒業生が対象となる。しかし現状ではその養成校の内実が詳らかにされていないため評価し難い。他業種に目を向けると法律は〇〇大学、建築は〇〇大学といったように一定の評価やランキングが出来上がっていて判断しやすい。本事業の成果物である第三者評価がその一助となることを期待したい。

ところで、厚生労働省によると平成28年度の介護福祉士国家試験の受験者数は7万6323人（暫定値）で、平成27年の15万2573人の約半数に激減している。一方、介護福祉士養成校では平成27年度の入学定員約1万6700人に対し、入学者数は約7700人と定員の約46%に過ぎなかった。10年前と比較すると定員数で約1万人、入学者数で約1万1500人も減少している。

由々しきどころか壊滅的な数字である。確かに介護福祉士資格取得のハードルを高くし、資質が向上することで専門性が広く認知されるようになれば、社会的な地位の向上、処遇改善につながる。その結果、人材も集まるという考え方には基本的には同意できる。しかし来月の勤務表をどう作るか、明日の夜勤をどう埋めればよいのか等といった現場の声を聴くとその考えが揺らぐことも事実である。相当な決断を持った施策を打たなければこの流れは断ち切れない。

最後にこれからの養成校に期待する私見を若干述べさせていただきたい。

まず、近年の介護ニーズの多様化、専門分化、高度化への対応するため、積極的にカリキュラムの再編に臨んでいただきたい。例えば、現在の「保護型介護（障害穴埋め型介護）」から「自立支援型介護（能力サポート型介護）」に介護支援手法の抜本的な見直しを望みたい。

次に、教育機関、介護現場が協力してエビデンスのある「ケアの標準化」を作り上げたい。そのためには介護支援により、対象者の心身の状態がどのように変化したのかを評価する指標が必須である。しかし、現行の要介護認定では、判定の感度や緻密性の点で指標としては活用し難い。そこで、これらの不備を補う指標として全国老人保健施設協会はICF（国際生活機能分類）の考え方を基本として「ICF Staging」を開発した。本指標については厚労省をはじめ関係機関からも注目を集めているところである。養成校においても本指標をカリキュラムに取り入れて活用していただければと考えている。教育機関と介護現場のコラボレーションでエビデンスを蓄積することで「ケアの標準化」が可能になる。「ケアの標準化」が出来上がれば、ケア項目の細分化が可能となり、一般的ケアと専門的ケアが明確に分けられる。専門的ケアに関しては「介護福祉士」資格が必要であるとされれば、「介護福祉士」による「業務独占」が生まれることになる。このことによって、介護業務の中

での介護福祉士の位置づけが明確となる。「名称独占」と「業務独占」では資格価値に雲泥の差があることは言うまでもない。その結果、魅力ある専門資格として介護福祉士を目指すものも増えていく違いない。以上、教育の素人が勝手なことを述べさせていただいた。

各々の養成校には、本第三者評価制度を活用し、今の時代のニーズに合致した「良い介護人材」を作りあげる教育を実践していただくこと切に望んで稿を終えたい。

内部質保証に関する評価（達成目標）について

岡山県立大学保健福祉学部教授

谷口敏代

専門学校は学生の理解力に合わせた教育方法を用いて、介護福祉士に求められる人間性や知識と技術を身につけた学生を社会に送り出す責務がある。そのためには介護福祉に対する社会の期待や誤解に対応し、専門学校自らが継続的に教育の質の向上を進めなければならない。内部質保証は専門学校が自らの責任で学校の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによってその質を自ら保証することである。設置基準をクリアして運営されているが質の高い教育を継続することが求められる。

介護福祉士を養成する専門学校の保証されるべき質として「我が国の高等教育の将来像（答申）：平成17年1月28日」から確認すると、教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等が上げられる。今回の訪問調査では、教育理念、学校運営、介護福祉士の職業能力の発揮・伸長、介護福祉士養成校の特色ある教育内容と教育方法、教員の資質向上、介護福祉士のやりがい・キャリア形成等を醸成する教育、介護福祉士の実習における実習先との連携、卒業後の自己研鑽、専門的力量的向上を促すしくみ、学生の募集と受け入れ、内部質保証と基準1から基準10で構成された評価基準を基に評価を行った。基準1から基準9の各基準には内部質保証に必要な観点が含まれており、基準10の「内部質保証」では内部質保証のシステムがいかになされているかを確認し、専門学校としての内部質保証を継続して行うための方針や手続き・体制等の仕組みや教育情報の公開について確認した。

ここでは、基準10の「内部質保証」を学校訪問から得られた情報を基に現状と課題を述べる。必須項目である「10-4：教育情報をどのように公開していますか」では各専門学校ともホームページを活用し、学校自己評価報告書、財務状況等を公開していた。保護者や高校教員、高校生、近隣の社会福祉施設職員等が閲覧しやすい工夫がなされている。「10-1：自己点検・評価をどのように行っていますか」では、自己点検・評価委員会規定の策定や学校運営ガイドラインに自己点検評価を示すなど、専門学校の内部質保証に対する考え方や方針が示されていた。「10-2：学校関係者評価をどのように行っていますか」では、学校長によって任命された教職員・地域の福祉施設関係者・卒業生等で構成された学

校関係者評価委員会を開催し、学校の目標・計画等に沿った取り組みの達成状況やその取り組みの適性等が評価されていた。「10-3：評価の充実に向けてどのような工夫を行っていますか」では、自己点検評価結果から改善に向けた対策を行っていた。中には自己点検・自己評価の妥当性のチェックを行っている学校もあった。「10-5：内部質保証について特色のある独自の取り組みとしてどのようなことを行っていますか」では、自己評価委員会、内部監査委員等、自己評価を中心となって実施するための組織が設けられていた。目標や計画の達成に向けた方策は、特定の教職員のみが対応するのではなく、全教職員が計画の策定、評価、改善方策の検討等の過程において参画し、各校の課題や特色が共有されていることが報告されていた。

今回の評価対象となった専門学校は設置基準に加え各校特色ある教育が行われており、学校の自己点検・評価、学校関係者による評価は丁寧に行われていた。多大な労力を費やし受審した専門学校側とすれば、教育の現状と質を確認し向上させたいという認識があるのではないか。何を持って特色のある独自の取り組みをしていると評価するのか、基準に対して例のない独自性があると評価するのかが明確ではなく、評価委員の主観が入る可能性が残されている。基準10の「内部質保証」だけではなく、いずれの専門学校も特色のある学校教育に取り組んでおり、評価を得点化することの難しさを痛感した。訪問先の専門学校数が増えると評価委員も複数で担当することになる。評価委員はさまざまな専門性を持った者で構成されているが、評価委員の専門性に偏った評価にならないように評価委員間の討議や勉強会の機会を持ち、客観的な評価ができるよう今後も検討を重ねていきたい。

3年間の試行のまとめと成果について

東京福祉専門学校副学校長
白井孝子

この試行事業に関して、初年度から関わり評価を受ける側、評価する側として両者の立場を経験したもとしてその成果についてまとめてみた。

両者を経験することで共通して言えることは、評価の客観性をいかに示し、いかに評価するかということの難しさである。

評価を受ける側としては、客観性を示せるものとして数値で表すことのできる内容や学校運営に関する指定基準に関わる評価項目に関しては、評価項目を見やすく、わかりやすくという視点のもと、示すことができていると思う。

だが、教育内容の質を客観性をもって示すためには、どのようにしたら良いかということに関して、何を見せることで客観性のある評価を得られるのかという点で難しさを感じた。本校の場合、毎回の授業で学生に配布し、学内でも保管することを義務付けている「コマシラバス」「小テスト」をその評価の対象として示した。「コマシラバス」は授業内で教

授ける内容として、教員が学生に重要であるという項目を示したものである。「小テスト」は内容を学生がどの程度理解したかを確認する内容である。授業の一連の流れをわかり示すことで、学校側が授業内容を評価する際にも使用しているものである。そのことから、介護福祉士教育に携わる教員（評価者）が確認した場合には、キーワードから授業内容を推測できるであろうという思いから示したのもでもある。その事から教員である評価者からは評価基準と照らし合わせて、一定の評価を得られたと感じている。また、評価者からの質問を受けることで、新たな視点で授業内容をみる、確認するということのできた事は、受審事としての成果である。さらに、この試行事業を受けるにあたり準備段階で、今一度内容を確認できたことは、重要項目が十分に示されていない点を確認することができたことは、内部評価の再確認という点で、この試行事業を受けたことでの成果であると感じている。

評価する側としては、2年間評価者として関わってきた。他校の取り組みを、何をもってどのように客観的に評価したら良いのかという点では、難しさを痛感している。結局のところ、記録物等を確認することが評価項目の主な視点となることは否めない。しかし、教育内容の質を評価するという点では、記録物とともに、学生や教員への面談、授業参観を十分実施し、一貫した流れで評価してゆくことの重要性を感じるものである。その事からは、評価に関わる時間的制約等の諸事情等もあり、十分確認できていたのか、という点では難しさを感じている。また、成果内容を文書で示す際の、表現方法の難しさ。何をもって、このように評価した、という視点を明確に示すための時間的制限に難しさを感じた。

3年目を終えるにあたって ——評価の進め方を焦点として——

帝京科学大学 講師
福沢 節子

(1) はじめに

本研究は介護福祉士養成教育を評価するためのシステムを構築することを目的とするものである。今、3年が経過しようとしている。1年目は、試行的に介護福祉施設にアンケートして、介護現場の声を取り入れて、評価項目をひとつおりに作成した。2年目は、評価項目を点検し直し、試行的に3校に自己評価を依頼し訪問調査をした。3年目となった今年度は、調査の過程や結果を踏まえて、更に評価の中項目（基本的な観点）を検討し、評価基準（大項目）10項目の全体の整合性をも再検討して作成した。その評価表を用いて8校に調査をし、評価を終えようとしているところである。今の時点で、積み上げてきた3年間で振り返り、私見をまとめてみたい。

(2) 第三者評価の実際

①訪問前の自己評価報告等の書類点検：今回は、試行的であったので、訪問調査の直前となり、資料も少なく、訪問する3人が十分確認しあうゆとりがなく、訪問当日に打ち合わ

せをするという慌しさであった。資料を読んで質問事項を送った上で訪問時に答えを求め、というゆとりが欲しかった。そうでないと、どうしても自己評価に合わせてしまい、第三者評価の客観性や意味が薄くなってしまう。

②訪問調査：評価項目の作成は、2年に及ぶ委員会で検討を重ね、時間をかけてきた。今回は、ほぼ整えられた基準と中項目によって実施できた。たとえば、基準3の「教育内容」についても、昨年度は「認知症」に特化して基準を設けていた時期もあったが、今年度の検討で、「尊厳や価値」を必須として取り上げ、「認知症」は選択の項目にしたので、全体のバランスが取れたと思われる。調査項目は、昨年度は基準3から基準8までの6項目であったが、今年度は10項目すべての調査であり、時間不足であった。そのため、やむを得ず訪問校の自己評価に基づいて質問する形となってしまったが、調査の現場では混乱はなかった。私の訪問校は、大きな組織の中の一専門学校であったが、礼を尽くして温かく迎えられた。教育に対する熱意に圧倒される思いで過ごし、感動的な一日であった。

(3) 訪問調査から第三者評価報告書作成への実際

①段階の設定：評価に際して、段階の設定（4段階）は適切であろう。実際に評価してみると、判断（0～3）は比較的容易であった。独自の特徴ある教育をしていることを最高点3としているので、結果的に私の訪問校はほとんど3と考えられた。会議の場で再検討して修正を加えることとなった。段階を公正に評価し、報告するに当たっては、介護基礎教育の到達度を確認する必要があると感じられた*）。どこまでを基礎教育で求め、到達させるのかを意識しておく必要がある。そこから、生涯教育の目標と評価につながると考えられる。

②専門学校の教育の特徴：私の調査校にも如実に現われていた。キャッチフレーズは「面倒見のいい学校」である。それが、教育の随所に具現化されており、学生を切り捨てないで、対人援助職として好感をもたれる人材に育て上げていることが確認できた。当然、専門職教育であるから、その職にふさわしい人として社会に送り出すのであるが、労を惜しまず、細やかに学生に関わっている。その実績は、訪問調査の時に教室にずらりと並べられていた、参考資料としての記録ファイルからも読み取ることができ、教育に自信を持ちつつ、調査を受ける真摯な姿勢に感動したところである。ぬくもりと人間的な交流を大切にして、態度教育をしていると感じ、その点を報告書に盛り込みたいと思ったのである。

③調査校のアピール：報告書には、その学校の教育の特長や、いわゆる「売り」をアピールしたいものである。その点から、「更に向上を目指したい点」の記述は必要に応じて記載したい。つまり、不足しているところだけに注目するのではなく、評価の段階が3であっても、学校が精進していることや「当たり前」と思って長い間やってきたことにも、あらためて更なる期待をするための一助とし具体的に報告したいものである。

④第三者評価のエビデンスとは：今回、授業参観30分、学生インタビュー5人20分、専任教員に合同面接1時間が得られた。これは、調査現場から得た貴重なエビデンスであろう。主観は入るが、教育経験者らが調査に入るので、3人に大きなブレはなく、その場で

感じ取ったことは重要な情報として報告したいことである。現地で見たこと、聴いたこと、感じたことを報告書に盛り込むのが、調査の意義であろう。たとえば「パソコン実習室で学生が楽しそうにやっていた」などの記述である。

(4) まとめ

①評価の客観性：人が人を評価することの難しさをわきまえたい。私自身は、報告書を記述する際、表現の難しさにひるんでしまった。客観性・妥当性とは、深い困難さを持っているものであろう。そのためにも、評価するための学びは必要であろう。

②評価の意義：この第三者評価は、大きな意義と価値を持つと考えられる。運用を工夫し、発展させたいことである。社会に向かって介護をPRし、限りなく奥深い介護の世界と介護福祉教育に寄与できうるようなシステムを構築していかなければならない。

③各規準を越える評価とは：報告書を記述し終えて感じることであるが、果たしてこんなに多い分量を読んでもらえるのか。ホームページよりもスマホの時代である。むしろ、「こんな学校なんです」という、解りやすい学校概要説明や、「心を掴み取るキャッチフレーズ」などは重要かとも思われる。その学校の全体像が見えるようにしたいものである。

④第三者評価を受けて良かったと思える訪問調査とは：各校の教育の向上につながる対応とは、どのようなものかが問われている。ぬくもりとか暖かさを保ち、血の通った評価でありたいと思っている。

[参考文献]＊) 社団法人 日本介護福祉士養成施設協会編 介護福祉士養成課程における技術習得度等の基準策定に関する調査研究事業報告書 平成24年3月発行 (財)社会福祉振興・試験センター。

第三者評価システム事業に、3年間関わっての振り返り

日本福祉教育専門学校 介護福祉学科 学科長
八子 久美子

2013年「職業実践専門課程」が発足された。各種専門学校において、企業との連携の中で、現場で求められる実践的な教育を行なっているのか、教育の成果はでているのか、本当に実践的な教育が行なわれているか問われるようになってきた。それらを客観的に評価するシステムの構築として、2016年「介護福祉士に特化して第三者評価システムの構築」のため、コンソーシアムが立ち上がった。初年次に評価項目を設定するにあたり、介護現場に専門学校卒業生に限定して、現場で求められる知識・技術・態度・人権や倫理観等アンケート調査し、評価に生かせる項目を委員で精査した。評価項目は、特に、介護福祉士に特化したものを重要視した。

2年目は、その評価をもとにモデル校(事業実施委員会の中から)を選定し、第三者評価を実施した。実施した内容は、マニュアルのもと、自己点検・自己評価報告書を読み込ん

で、訪問調査、評価報告書作成である。

3年目となる本年度は、事業実施委員メンバーに一般市民の方等、新メンバーも加わり、評価項目を精査し、2年目とは異なり、評価モデル校は、事業実施委員会のメンバー以外の方に、自主的にまたはお願いする形で8校実施する事ができた。

私自身は、主にアンケート内容を考えたり、集計したり、評価項目を考えたり、実際に評価委員として訪問調査、評価報告書を作成等携わった。今回の第三者評価システム事業を実施した中で、①第三者評価を実施する意義 ②今後の課題は何かについて私なりの見解は次のようなことである。

① 第三者評価の意義

○評価者にとって

- ・評価を実施した立場として、自己評価書や、訪問調査実施などから、各学校の特色（地域性、立地条件、学校の形態等）や個性を生かした独自の取り組みをされている事を聞かせていただいたり、見せていただけたことは、同じ専門学校教員として、参考にもなり、励みにもなった。

- ・第三者評価項目を意識して、我校としての理念や目標、教育、企業との連携、学生の成果はどうか、教育の質を考える機会となった。

○受審校にとって

- ・介護教育に特化した教育の独自性や取り組みを、第三者評価を受けることにより、自己満足にとどまることなく、1つの指標として受けとれ、自信や確信を持つことができる。

- ・教員間で、チームとして自己評価を点検できる機会となるし、また教員間の教育目標や成果を共有できる。

- ・教育理念や、目標は教員だけでなく、職員間との間、つまり学校全体で共有できる機会となる。

- ・評価を受けたことで、課題が見えてくるし、また新たな方向性が出てくる。

② 今後の課題

- ・受審校にとって、忙しい中での自己点検、必要最小の時間で自己点検できる評価の工夫が必要か

- ・訪問調査を行うにあたっては、事前に受審校から提出された自己点検内容と、その根拠となる資料への確認が十分に行なう必要がある。

- ・学習成果を評価したいなら、卒業生の就職状況や活躍状況を確認する必要がある。

- ・評価基準で、標準的基準内容に加え、その学校の特色、個性など引き出せる内容が必要である。

- ・評価結果は、優劣を決めるものでなく、評価をフィードバックされたものを今後の教育活動に生かせるものであると、受審校に理解してもらう。

- ・時代の情勢に応じて、評価項目が追加できるしくみが必要である。

今後、養成校は実践的な職業教育を行なっていかなければならない。その中で評価の目

的は、教育の質の向上と保証と言われている。各養成校は、介護離れという厳しい現状の中で、多くの人に介護福祉士養成校で学ぶ意義を正しく理解してもらわなければならない。そのための1つの手段として、自己点検・自己評価し、自分たちが行なう教育で期待できる学習成果を広く多くの人に広めていかなければならない。また多くの養成校が第三者評価に参加する事に大きな意義があるので、今後とも、多くの関係者で試行錯誤しながら、第三者評価内容について、誰もが受けたいと思う内容と、合理的な方法を作り上げていかなければならないと考える。

第三者評価システムにおける評価項目について

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
聖隷藤沢ウエルフェアタウン
総園長 山田 敬一

(1) 評価項目について

本年度より委員として関わるにあたり、まずこれまでの本評価システム構築の意義・ねらいを理解し、共有させていただくことから作業をスタートした。本事業の対象は、文部科学省「職業実践専門課程」認定校とされ、教育方針、運営面他において、すでに一定の基準が担保されており、あらためて受審校の格付けや、序列化がなされたりするものではないということが前提である。しかしながら、各校が掲げる理念や教育方針、および専門課程としての役割や重要性は、全国各地での就学生数減少にみられるように、まだまだ十分に理解されていないと実感する状況も多く、介護分野に関わることの社会的意義を何らかの手段にてアナウンスする必要があると感じた。

そこで、それぞれの受審校の特徴的または先進的な取り組みが、学生や地域社会にとって、どのような形でプラスアルファの効果を与えているかを、本評価システムにより診断・確認され、可視化され、加えて業界全体の更なる質の向上と人材確保に繋がることが期待されるという意味において、本事業による評価項目の検討、第三者評価システムの確立および導入は、介護分野において大変重要な意義を有すると考えられる。

また、評価項目の設定や各基準における基本的な観点の選択制等、これまでの第三者評価とは一線を画した独自の運用がなされたことも、評価のありかたについてあらためて考える試みであった。

(2) 専門分野別項目について

主に評価基準6,7について、前年度の専門分野の評価基準および基本的な観点を基に、評価・検討・見直しをおこなってきた。見直しのポイントとして、学生が有資格者として高いレベルで専門性を身に着けるために受審校がおこなっている工夫や、受審校が地域社会や学生に対し行っている独自の取り組みやアピールポイントの明確化や情報発信につい

て、受審校が審査する側と同じ基準で自己評価できる表現を目指した。その結果、各評価基準および基本的な観点の表現や優先順位は、前年度から一部改定がなされている。

(3) 訪問調査と評価項目のありかたについて

今回は、スケジュールの都合により、評価項目と基本的な観点の見直し、および一部受審校提出の自己評価を確認する作業のみの関わりであった。受審校に実際に足を運ぶ現地調査に対応できず、評価項目や基本的な観点それぞれが、現場で十分に理解され自己評価されたものであるか、訪問先での調査ポイントが十分押さえられている内容（調査しやすい表現）であったか等については、自身で点検・確認することができなかったことが悔やまれる。

また、各評価項目において、基本的な観点を「必須 1 項目と選択 2 項目」という選択式にした方法については、賛否があらうと思われる（自身も当初は違和感を覚えた）が、業界全体の在り方を、よりよいイメージでインフォメーションしていくための方法としては一案であると考えられる。

しかしながら、それについては本評価システムの本格的なスタートを鑑みた場合、今後さらに検討・議論の必要を感じる。

介護福祉士養成施設に関する評価システムの課題と展望について —専門分野別項目（評価項目）について—

認知症介護研究・研修東京センター 研究企画主幹
佐々木 幸

(1) 専門分野別項目（基準 3・4・5・6・7・8）について

専門分野別の大項目は「教育内容」「教育方法」「教員の資質向上」「やりがい・キャリア形成を醸成する教育」「実習」「リカレント教育体制」の全 6 項目である。これらの項目は、前年度の検討経過と 3 校を対象に実施した第三者評価試行の結果をもとに再検討を行い、介護福祉士養成施設の教育を評価する上で必要な観点が最低限網羅されたものとなっている。

しかし今年度対象校を拡大して改めて第三者評価を行ってみると、養成校教育の内容を十分に網羅しているとは言えない点、検討の余地が大いにある点が見えてきた。たとえば基準 3「教育内容」と基準 4「教育方法」にはそれぞれ違う観点から中項目が並んでいるが、教授する内容を実践で具体化するのが方法であり、実際のところ両者を切り離して考えることはできない。各受審校の自己評価を読むと、多くが両者をうまく差別化できず記述内容が重複していることがわかった。このほか「やりがい・キャリア形成を醸成する教育」とも重複する点があった。せつかく 6 つの大項目を立てても項目間の差別化がうまく図れず、記述内容としてはかなりの点で内容が重複した感がある。

次年度以降は項目間の記述内容が重複することを極力避けるよう検討を重ねること、あるいは自己評価する受審校が各項目で自己評価する観点を理解しやすいような説明（当該項目で評価する上でのねらいや観点）を加えた方が良いだろう。

大項目の構成自体もまだまだ議論の余地がある。教育の中核をなす要素がその内容や方法であるが、それ以外にも評価すべき点はあると思われる。たとえば設備や備品、各種機器の活用といった物理的な教育環境の充実度である。特に近年介護分野では機器の進歩が著しく、個々の利用者の心身状況に合わせて適切な機器を用いて介護を行う必要も生じている。近い将来、多くの介護行為が介護ロボットに代替されると言われており、それらに対応できる施設・設備環境を整える必要もあるのではないかと。

また近年介護福祉士養成施設に入学する学生は世代も背景も多種多様であり、公私にわたるさまざまな困難を抱える人も多い。そのため学生の心理的社会的側面を支える学生相談や進路相談の体制、経済的困難を抱える学生のための奨学金制度の充実が教育効果に与える影響は大きい。このような科目教育以外の学生サポートの充実も、場合によっては独立した大項目として立てる必要があるかもしれない。

このほか地域貢献や社会貢献活動の奨励も、学生の成長や新たな可能性を見出すため、あるいは学校が果たすべき社会的義務としても重要である。

このように、評価の柱となる大項目自体、まだまだ検討の余地はある。しかし一方で、欲張って考えられるものをすべて項目として挙げると受審校の負担になって好ましくない。教育を構成する要素を一旦すべて洗い出し、どのような項目立てをすれば各校が地道に行っている取り組みを網羅できるのかという点から検討し直し、丁寧に整理する作業に立ち戻って検討を重ねていく必要もあるのではないだろうか。

(2) 「基本的な観点」中項目作成の意図について

基準3 教育内容

「教育内容」の中項目は、介護福祉士養成教育に求められる具体的な内容を網羅、あるいは「医療的ケア」「ターミナルケア」など現代の社会情勢から特に重視すべき項目をピックアップして、7つの項目に整理した。これらの項目は、厚生労働省の示す現行の介護福祉士養成カリキュラムや「教育に含むべき事項」、平成26年度モデル事業にて実施した介護施設等へのアンケート調査結果（介護現場が養成施設に求める教育内容）、27年度に実施した評価試行結果をもとに、評価調査委員による検討を経てまとめたものである。

しかし実際に評価する場合、すべての項目を満たしているからと言ってその学校を高く評価できるとは限らない。特にこの「教育内容」は各大項目の中でも中核をなすところであり、中項目をまんべんなく満たすだけでなく、各校が特に力を入れている点や独自の取り組みが問われる項目だからである。また「独自の取り組み」と言っても可視化・数値化できる画期的な取り組み短期間で効果の現れるものもあれば、数値化が困難だが「当たり前」と言われるような日々の地道な取り組みをポリシーとして堅持し、それを

丁寧に積み重ねているもの、長期間を経て効果が表れるものもあるだろう。次元は違えど介護福祉にとってはどちらも優劣つけがたい「独自の取り組み」と言える。

「基準を満たしている」ことを「2」と評価するのは比較的容易だが、可視化の如何や成果の程度、取り組みの多様性などを踏まえ、多様な次元の「独自性」をもった取り組みを総合的に判断して「3」に値するか否かを結論づけるのは非常に困難なことである。この評価試行も来年度3年目に入るため、これまでの経過を踏まえ、何をもって標準的とするか、何をもって独自性ありと判断するかといった点から丁寧に検討すべき時期ではないかと思われる。

このほか、中項目それぞれを評価するだけでなく、各項目間、科目間の調整や連携といった点（各科目の進度に合わせたカリキュラム構成や先修条件＝たとえば実習最終段階が終了した後に「こころとからだのしくみ」の講義や「生活支援技術」の演習で同時期にターミナルケアを取り入れる等＝）をどの項目でどのように評価すべきか迷うといった声も聞かれた。中項目の整理に当たっては、各項目を独立した評価基準として捉えるだけでなく項目間の関連性にも目を向けて、なるべく多面的に評価できるような構成あるいは文章表現にすべきであろう。もちろんこのような点を補足するために訪問調査を行って総合的に評価をするわけではあるが、今後は自己評価の項目を検討する際、そこで測れない面（訪問調査で補足すべき各校共通の聞き取り項目）もあらかじめ検討し、各校をできるだけ共通の視点から評価できるようにすべきではないかと考える。

基準4 教育方法

この項目は、各校の教育体制や教育内容が、介護福祉士として求められる資質の獲得に向けてどのような方法で行われているか、あるいはどのような工夫が凝らされているかという点を評価するものである。別の言い方をすれば、資格取得時の到達目標（厚生労働省提示のものに加え、各校で掲げる教育目標を含む）を達成するためにどのようなプロセスを経ているかと言うこともできる。中項目は、学修成果の確認、目標達成のためのカリキュラム構成、学生が主体的に取り組むことのできるアクティブラーニング、学外関係者との交流や連携、その他独自の取り組みなどの5つの観点から構成されている。

基準3の「教育内容」がカリキュラムの枠組み、ハード面とするなら、この項目はソフト面の評価ということもできる。そのためどのような教育方法を行うかは、各校の母体法人の理念や立地条件、現役生が多いか社会人学生が多いかなど学生の特質などさまざまな要素が相互に影響し合うことになる。また中項目の観点以外に個々の学生との接し方、教員間の情報共有や連携といったものも広い意味の「教育方法」に含まれるため、本来なら5つの観点では評価しきれない多様性をもった項目であるということも忘れてはならないだろう。

前項でも述べたが、実際に自己評価報告書を閲覧し、訪問調査を行ってみると、基準3「教育内容」と密接に連動しており、自己評価する学校側も第三者として評価する側

も両項目の差別化を図ることが難しいことがわかった。たとえば緻密な組み立てのカリキュラムを組んでいる場合、そこに含まれる各科目は「教育内容」だが、先修条件や科目間の単元レベルでの講義と演習の調整といった組み立て上の工夫は「教育方法」と言えるだろう。切り離すことのできない「カリキュラム」について、どちらの項目でどう評価するかという点は、受審校も訪問調査をする側も迷うところである。

たとえばこれに対しては、「教育内容」はカリキュラムにおける科目ごとの内容上の工夫（ハード面）を、「教育方法」は各科目の内容をより効果的に習得するための運用上の工夫（ソフト面＝履修年次や先週条件の工夫、科目構成や科目間連携、上乘せ科目、各科目に共通する授業展開方法等）に差別化して記入してもらうなどの説明をしておくことが考えられる。このことで受審校はソフト、ハードの両面からそれぞれの独自の取り組みや工夫を遺憾なく記述することができるのではないだろうか。

またこの項目の説明の最初に「高齢化の進展とともに増加している認知症高齢者に関する知見、エビデンスのある介護を提供するために重要な介護計画を作成し実行するための一連の専門的技術～」と説明されているが、実際に評価する中項目は認知症に限らず広く介護福祉士養成教育全般に関する内容である。結果として認知症に限定した記述をした学校はなかったが、この説明では評価対象と狭く限定したものと解釈されてしまう懸念がある。今後は大項目、中項目の説明のしかたを精査し、大項目ではより普遍化、一般化した表現にするなどして、受審校がより広い視点から自由に評価できるような文言の検討も必要であろう。

基準7 実習

介護実習が、実習先や地域資源との連携のもとで学内の講義・演習での学びを生かし、より実践力を高めるものになっているかを評価する項目である。事前準備とフィードバック、学生の適性に応じた配属、カンファレンス体制、多様な暮らしの特性理解、実習施設との連携と多岐にわたり、現状に応じた介護実習への社会的要請をおおむね網羅したものと評価することができる。

大項目の説明や中項目に、生活支援技術や介護計画の立案等、直接的なケア以外に「地域の資源」や「地域包括ケアシステム」が加えられている。これは、今後介護福祉士には施設内のシフトに沿った介護実践を行う力だけでなく、要介護状態になっても誰もが住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができるような、地域生活を含む総合的な視点から介護を提供できる資質が求められるからである。

現行の介護福祉士養成カリキュラムのうち介護実習施設・事業所種別（I）については、「多様な暮らしを知る」という目的で小規模多機能型居宅やグループホーム等、さまざまな事業所での実習が推奨されている。しかし、せっかく多彩な事業所に行っているのに期間が短く見学が中心になって実践力の情勢には至らないという声も聞かれる。実習問枠組みの中で利用者を取り巻く生活環境や地域社会のありようを幅広くアセスメントし、個別ケアに生かせる能力をいかにして醸成しているかという点も、この項目で評

働きたい部分であった。

実際に評価を行ってみると、各校それぞれにさまざまなタイプの事業所をバランスよく組み合わせて実施していた。また実習の前段階として日頃からボランティア等を通じて地域社会との交流を積極的に図る学校もあり、各校それぞれにさまざまな工夫や仕掛けを凝らしていることがわかった。また、実習前教育として、現場で求められる知識や技術は講義・演習科目で理論的根拠とともに繰り返し享受していたり、実習後も報告会等で実習施設職員や卒業生からアドバイスを仰ぐ機会を数多く持ち、実習後も自己研鑽できる多彩な仕組みを整えていることが分かった。

今後、実習教育の評価をより質の高いものにするために、これまでの調査結果から各校の多様な取り組みを抽出・分析し、より先進的で効果的な取り組みを吸い上げ、一般化した形で評価項目を設定すると良いだろう。

(3) 「基本的な視点」中項目の課題について

大・中・小すべてに言えることではあるが、中でも中項目の設定に求められるのは、「現状を評価するのか」「将来に向けた先進的な取り組みを評価するのか」という点ではないだろうか。

厚生労働省の介護福祉士養成カリキュラムや各校の養成目標に沿って押さえるべき点を押さえて着実に教育に当たっているのか、あるいは将来求められる介護福祉士像に照準を据えて先進的な取り組みを評価するのか、という点である。通常、先進的な取り組みは可視化や他校との差別化を図りやすく、その独自性から評価も容易にできるが、地道で着実な取り組みはあまり目立たず、独自性としては評価しにくい。

本第三者評価でも総合評価に「独自の取り組みがある」ということは、ある意味で地道で着実な取り組みを低く評価してしまう可能性をはらんでいるということでもある。

もちろん各校とも、将来像を見据えた上で現状に応じた着実な取り組みを行っているのであるが、評価する側が「独自性」にとらわれてしまうと、介護福祉士養成教育の本質を見失うことにもつながるので注意が必要である。その点で中項目の構成は非常に重要であり、概ね現状に応じた着実な取り組みを網羅するものになってはいるが、今一度精査が必要と思われる。

この点で、5～7つある中項目は尋ね方をいくつかの表現にし、バランスをとってはどうかだろうか。養成校として確実に押さえるべき内容は「～を行っていますか」と尋ねる。受審校はそれを確実に遂行する上での取り組みやその上での工夫を記述することができる。次に、各校の裁量で内容や方法に幅を持たせるべき内容は「～をどのように行っていますか」とする。受審校は、規定カリキュラムに上乘せや横出しをしている内容を記述することができる。そして最後に「(規定のほか)～のために独自に行っている内容はありますか」と尋ねる。受審校は学校法人全体や規定カリキュラム以外の点で行っている独自の取り組みを記述することができる。

現在の自己評価は必須のほか2項目選択となっているが、今後全項目必須となった場合、

これらの表現をバランスよく交えた中項目構成にすれば、受審校側も現状及び将来に向けた着実な取り組みと先進的な取り組みをバランスよく記述することができ、第三者評価をする側も共通の視点をもって聞き取りを行うことができる。

これは一例であり、他にもさまざまな方法が考えられるが、いずれにしても中項目の構成が要となることは確実である。

受審する側も第三者評価する側も、共通認識をもって各校の取り組みや課題を漏れなく、かつ忌憚なく評価できるようにするためのより一層の検討が必要だろう。

介護福祉士養成施設第三者評価のより円滑な実施のために

社会福祉法人こうほうえん 理事
川尻 良夫

(1) はじめに

私は昨年度（平成27年度）から本事業に参加することになったが、それまで養成校の授業風景を垣間見たことすらなかったため、昨年度は東京都内の養成校（1校）を2時間程度見学させていただいたのみで、評価報告書作成には関わらなかった。

今年度（平成28年度）は、実地調査のため終日養成校（1校）を訪問し、評価報告書も分担執筆した。実質的には今回初めて評価作業に関わったことになるが、その中でいくつか気になった点があるので、（他の委員が指摘されていることとの重複を恐れずに）いくつか提言してみたい。

(2) 7つの提言

①無理のない作業日程

本評価作業は、大別して事前準備（自己評価書の点検）・実地調査（養成校訪問）・報告書執筆の3つのステップを踏むことになる。今回私が担当したケースは、実地調査の1週間前に自己評価報告書が届き、添付資料が乏しかったこともあって記述内容が良く理解できず、第三者評価に必要な資料・データなどの調整をする暇もなく実地調査当日を迎えた。

試行事業である今回は止むを得なかったと思うが、本格実施に当たっては、各段階の作業を的確に行えるよう、評価作業全体の日程を立てていく必要がある。

②自己評価報告書の精度の向上

受審校の実際の取組は優れていても、自己評価書の記述内容が第三者評価のチェック項目と符合していなかったり、抽象的過ぎて第三者評価報告書の元資料とならない部分も散見された。

受審校に対する事前説明は、資料作成・説明とも懇切丁寧に行う必要がある。また、受審校から送付された自己評価書（案）をいきなり各委員がチェックするのではなく、

まずは事務方が定型的なチェックを行い、受審校の方で最小限の「補正」をしてもらった上で、各委員が評価作業に入るといった流れにした方が、作業が効率的に進むように思われる。

③必要となる書類・データや質問項目の事前通知

実地調査（通常1日間）を効率的に実施するためには、第三者評価のためにどのような書類・データが必要か、どのような質問を予定しているかを予め受審校にお知らせし、実地調査当日にはその準備が整っている必要がある。

※私が今回担当した受審校の当日の準備状況は、申し分無いものであったことを特記しておきたい。

④実地調査スケジュールの事前確認

実地調査当日に、在學生や担当教員のインタビューを行うことは必須である。その時間が確実に取れるよう、実地調査の詳細スケジュールを事前に調整しておく必要がある。

⑤受審校プロフィールの記載

第三者評価報告書（案）を担当でない他の委員に説明する際、まずは受審校のプロフィール（所在地・規模・運営法人の性格など）を説明しないと、報告内容が理解しづらいように感じた。

報告書を第三者（将来の学生など）に理解してもらうためには、いきなり各項目の評価から書き始めるのではなく、冒頭で受審校のプロフィールなどを書き込む形にしてはどうかと考えている。

⑥評点と記述内容の整合性

試行事業である今回の取組みは、「受審校の出来るだけ良い点を見出し、高く評価する」という不文律（？）があったためか、評点が低いのに高く評価されているかのような記述も散見された。受審校の改善の取組みにつなげるためにも、なぜ評点が低くなったのかは明記しておく必要がある。逆に、高い評点（3）を付ける場合には、「特に優れた点」の欄で根拠データや受審校独自の取組内容を具体的に記述する必要もある。これらのことを「評価の手引き」等に明記し、各委員に徹底することも重要である。

⑦評点結果の最終調整

4段階の評点（0～3）は絶対評価であり、受審校によりその結果が乖離するのは当然である。一方で、調査を担当する委員の属性（甘い・辛い）によって評点が大きくぶれてしまうと、第三者評価自体への信頼性が損なわれかねない。

全項目の評点が高過ぎたり（例えば平均2.5点超）、低過ぎたり（例えば平均1.5点未満）した場合は、担当以外の委員により再点検する仕組みを導入するなど、評点結果の信頼性を高める工夫が必要ではないだろうか。

評価の進め方—地域や専門学校による指導の特徴と評価 —第三者評価システムに関わって—

大妻女子大学 准教授

壬生尚美

〈はじめに〉

本第三者評価システムは、受審校の良い点を評価する点にあった。

2007（平成 19）年「社会福祉士及び介護福祉士法」の教育カリキュラム改正では、各養成施設等の教育方針や特徴に応じて弾力的な運営が図れるよう改正され、養成施設等の理念を教育内容に反映しやすくしたものだ。教育内容に含まれる事項を確保しておれば、養成施設ごとの創意工夫が活かせる仕組みとなっている。

したがって、本第三者評価では、受審養成校の特に優れている点に着目しながら、特徴的な教育内容・教育方法・実習に関する取組、キャリア支援、卒後教育などを、各校の教育理念・方針に沿って観ることができたことは厚生労働省の意図するところであり、評価者としても視点が明確であると考えた。今回、2校の養成教育の評価に携わったため、評価の進め方に関して、「地域や専門学校による指導の特徴と評価」を中心にまとめたい。

〈2校の評価をして〉

評価した両校の組織規模・地域性は対照的であった。一方の養成校は 12 校の専門学校を併せ持つ大規模組織の中で介護福祉士養成教育を行っており、大都市・駅近に位置した養成施設であった（A校とする）。一方の養成校は地方中堅都市にある小規模の養成校であった（B校とする）。

A・Bどちらの養成校も共通して言えることは、地域との関係性を基盤にしながら、教員同士が非常に密接に連携しており、大変熱心に学生教育・指導を取り組んでいる点にある。そして卒業生が地域・介護現場や、更には教育現場で育っており、学生・教員・地域（卒業生）が「つながっている」ということを訪問調査から強く感じる事ができた。このことは書類の自己評価・資料提示だけでは伝わらない内容である。

A校は、組織規模が大きく、教員管理システムも整っており、教員の質の向上に向けた斬新的な取組をしていた。卒業生が教育者として育っており、各教育間の連携も密であり、教員の教育背景を生かした科目担当・実習担当をしているほか、実習先には卒業生が育ち後輩の実習教育に携わっていた。地域の福祉機関・団体との連携も密にしながら、学生の視野を広げるための実践教育を地域に向けて発信していた。

B校は教員間の連絡調整が密であり、学生教育にとってより良い教育方法をスピーディに検討し、斬新的な教育を行っていた。卒業生は後輩の実習教育に携わっており、結婚・出産後も職場を変わず長く勤務している点もその地域がこれまで育んできた土壌に関連している。地元の地域活動にも参加しながら養成教育に取り組んでいた。

このように各校とも教育内容・方法・指導等ではそれぞれの地域・組織を生かして優

れた点が多く挙げられていた。他校と比べて評価するというよりは、各校の教員が如何に独自に教育内容・方法等を検討しているかにあると考える。その意味から、どのような取組であったとしても課題は生じるのは当然であり、今後その具体的な運用面で更に改善・検討をすべき点が挙げられるのではなか。より良い教育を展開するためには、現状を分析し、更に進展させていくことが肝要である。各校ともその点も自己評価していた。

〈まとめ〉

以上、各校の教育内容・特徴は地域により教育内容・方法・指導内容が異なっている。したがって、地域の実状や養成校の組織を鑑み、如何にしてその中で将来を見据えた介護福祉教育に尽力をつくしているかと言った点を重視し、今回担当した基準項目における基準評価とした。評価調査員の捉え方により評価基準が異なる恐れがあるが、複数の評価調査員体制により評価することは、精度の高い調査結果となり得る。書類評価は全体像を把握する上で重要であるが、訪問調査は生きた実践を観る点で重要である。

介護人材を取り巻く環境が厳しい中で、個々の教員の介護福祉教育にかける思いが伝わり、介護専門職としての誇りと実践力を修得させるための教育のありようを訪問調査から垣間見ることができた。学生の生き生きとした学校生活の様子や、卒後に介護にやりがいを持って就労継続している様子はその教育の賜物である。各校の優れた独自の取組を実際に見聞し、書類と訪問調査の両者から評価するシステムは今後期待されるのではないかと考える。

《参考文献》

- ・ 社団法人日本介護福祉士会：介護福祉士の教育のあり方に関する検討会報告書－養成カリキュラムに関する中間まとめ－（2007）
- ・ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課：社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関するQ&A（2008）

「優れた取組み」とは何か —訪問調査を通じて理解できたこと—

元・川崎医療福祉大学 教員
新井 宏

(1) 第三者評価事業の役割は「優れている点」「固有性・独自性」を明確にすること

評価調査委員会の討議のなかで、第三者評価事業のめざすものは「学校の格付けではない」との議論がなされたことがあった。その議論の発展として、格付けではなく「優れている点」や「固有性・独自性」ある取組みを明らかにすることである、との結論に至ったと記憶している。

第三者評価事業では、評価基準10項目のテーマごとに、次の3点に関して「どこが」「どの

ように「なぜ」優れているのかを把握し、分析し、評価することが必要である。

- ①基本理念、基本的考え方、目標、実施計画・方針の内容（目標）
- ②何を、どのように取り組み、どのような効果・成果が上がっているのか（現状）
- ③「目標」と「現状」とのギャップをどう認識し、課題設定しているのか（課題の明確化）

(2) 上記3点に関して「優れている点」を明確化するためのチェックポイントの考察

自己評価、訪問調査、および評価分析、評価結果報告書の作成に当たっては、次のチェックポイントに沿って「優れている点」を明確にする必要がある。

- ①基本理念、基本的考え方、目標、実施計画・方針の内容（目標）
 - ・学校・法人の歴史的発展の経緯、および学校経営・運営の背景（法人の経営方針等）
 - ・地域社会のニーズ、介護福祉施設等のニーズをどのように反映しているか
 - ・学生(既卒者・社会人を含む)の発達段階や成長可能性・主体性をどう尊重しているか
 - ・目標、計画等は、教職員の参画、ボトムアップによって策定されているのか
- ②何を、どのように取り組み、どのような効果・成果が上がっているのか（現状）
 - ・何に取り組んでいるのか<外形的評価>
 - ・どのように取り組んでいるのか、そのプロセス、その組織<プロセス評価、組織評価>
 - ・どのような創意工夫がなされ、どのような効果・成果をあげているのか<効果測定>
- ③「目標」と「現状」とのギャップをどう認識し、課題設定しているのか（課題の明確化）
 - ・課題は、4つの側面（ABCD）について分析し設定しなければならないと考える。

	当面の課題	中・長期の課題
学内・学科内で主体的に解決されるべき課題	A	B
外部環境要因の変革、アプローチが必要な課題	C	D

(3) 2016年度の訪問調査の取り組みの反省点と改善されるべき課題

第三者評価事業では、前述の3点に沿って合理的な手法で実務を進め、把握・分析・評価する必要がある。今年度の訪問調査の経験から、評価調査者の取り組みの改善が必要であると考え。

- ① 自己評価の実施を依頼する時点で、前述の3点のチェックポイントを周知しておくこと。
- ② 訪問調査に先だてて前述の3点のチェックポイントに沿った「質問項目・質問内容」を作成し、調査対象校に送付しておくこと。
- ③ 調査対象校提からの出資料の分析・調査手順、訪問調査時の進め方、評価結果報告書へのまとめの視点等に関して、評価調査者チームメンバー間での協議、意識統一が重要である。

書類評価の課題と展望について

もとやま社会福祉士事務所

本山 美八郎

書類評価とは何かは明確でないが、評価対象校から提出される自己評価書とその添付資料を指すとすれば、現状では時間的余裕がなく、訪問調査前に十分な検討はされにくいということが現状と思われる。

今後改善するためには、評価実施校の決定を早めにして、十分な自己評価のための時間を確保することが必要と思われる。現在はまだ試行段階で、どのようなものなのか知るための先行評価結果も少ないことが自己評価への取り組みを困難にしているとも思われる。

自己評価内容で触れられていないことは、一日の訪問調査では気づくことは非常に難しい。そのため、最終評価結果においても自己評価で触れられていないことについては記述できないで終わってしまうこととなる。こうしたことを防ぐためにも、自己評価作成のマニュアルを丁寧に、具体的な事例等を挙げ、わかりやすく作成する必要があるとおもう。特に学校の理念、教育内容等についてはかなりの対象校が力を入れて書いてくれているが、基準の8、9、10等については簡略に流れている場合が多い。こうした点についても対象校に注意喚起をしていくことが必要と思われる。

訪問調査前の評価者による検討であるが、時間的な余裕が取れるところは実施できていたと思うが、まったくそのような時間が取れない場合もあったと思う。こうした場合の対応も考えておく必要があると思われる。

介護福祉士養成施設への期待

関東学院大学社会学部客員教授

齊藤 貞夫

2016年度、介護福祉士養成施設の第三者評価事業のプロジェクトに参加させていただいたが、残念ながら日程上の都合で実際の評価活動に参加できなかった。そのため評価項目などの改善点などの提案はできないが、他の評価者の報告を聞くなかで感じた点など感想的に述べることにしたい。

第1点は、いうまでもなく数十年続いている介護や保育、福祉分野での慢性的な職員不足への課題である。依然として都市部を中心に社会福祉施設の人材不足が続いている。福祉分野へ人材供給組織として専門職養成の福祉系大学や短期大学、専門学校等があるが、少子化の影響も相まって、2018年問題といわれる高等教育への進学人口の減少が、とりわけ介護福祉士養成の専門学校の経営を圧迫しているようである。

人材確保対策として1991年に出された福祉人材確保指針が、2007年に改正され、労働環

境の整備や、キャリアアップの仕組み、介護職員の処遇改善などの取り組みが進められたが、必ずしも功を即しているとはいえない。従事者の待遇とあわせて、職業としての介護労働が、なんらかの社会生活上の諸障害を抱える人びとを支える労働として、社会的な評価を上げていくことが一層求められているといえよう。介護福祉士養成施設において、今以上福祉業界や専門職団体と協働して取り組んでいただきたい。

第2点は、介護職員の質の向上の課題である。やや旧聞に属するが、2004年の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度見直しに関する意見」では、「介護職員は介護福祉士を基本とすべき」とされ、制度見直しや研修体系の検討が進められた。残念ながら昨今のながれは、逆の方向をたどっていると思えてならない。2017年4月からは、介護分野にも「技能実習生制度」が導入されるが、このことがいま求められている量的確保と質的向上との課題に対応できるのか疑問である。

当該モデル校の教育内容は、今回の評価活動からさまざまな工夫をこらし、より質の高い介護福祉士の養成を目指していることがよくわかる。福祉の基本原理や人権の尊重を基礎とした教育を更に期待したい。

第3は、地域福祉をめぐる課題との関係である。福祉の世界で最も大きな供給組織は社会福祉法人であるが、2017年4月から法人制度は大きく変わる。

具体的には、

- ①経営組織のガバナンスの強化
- ②事業経営の透明性の向上
- ③財務規律の強化
- ④地域における公益的な取り組みを実施する責務など。

①～③は社会的に委ねられた組織として当然のことであるが、④の課題はある意味では福祉施設には十分な経験値が蓄積されているとはいえないのであるまいか。

昨今の拡大する貧困や虐待問題、孤立死等の解決には、行政だけでは無理で、地域のさまざまな力を結集して、協働して解決しなければという認識が広がり、新たな施策展開も図られようとしている。

その一翼に施設経営の社会福祉法人も位置づけられよう。これは経営者だけの問題ではなく、そこに働く職員一人ひとりの課題になる。他職種との協働、利用者家族の問題そのものを丸ごと受け止められる能力等、従来の教育だけでは対応できないものが求められているのではないか。これはソーシャルワーク教育に携わる分野の課題としてだけで済ますことのできないのではないかと考えている。相談援助業務等と介護問題などを切り離して考えきれないからである。介護福祉士養成施設の教育にもそれらの視点が求められると思われる。

介護福祉士養成校の評価と期待について

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 常務理事

山口 保

<学生、卒業生との面談について>

今回面談した学生は明るくて活発で感じがよく学校の中では楽しく目標に向かって学んでいると感じました。

学生は挨拶や自己紹介を丁寧にできており、質問にもはっきりと答え介護に対する思いを聞くことができたが、私共の質問には答え方が様々であった。テキパキと素早く答える学生、よく考えて話す学生、中にはどう答えたらよいか返答に戸惑う学生もいた。しかし、介護に対する熱意は感じられた。

面談の中で学生に介護の道に進もうと考えたきっかけを質問すると、主な答えは親が介護や看護の仕事に就いていたこと、家族に介護を必要とする人がいたこと、高校生の時にボランティアや職場体験で福祉施設に出向いて介護の仕事に関心をもったことなどから介護の分野で働きたいと介護福祉士を目指して入学した動機がはっきりしており介護に対する思いを聞くことができ真面目に勉強していると感じた。このことは授業参観からも受け止めることができ、学生と面談することは、学校から提出された資料や教員とのヒアリングでは知ることができない部分を発見することができるので必要なことである。

しかし、色々な学生がいるだろうから2年間で1850時間の教育課程の中で、その全ての学生に対して卒業するまでに社会に通用する知識と技術を教えて介護現場に送り出している教員の努力も評価すべきであると思うが、教員も自らの授業や指導内容について常に自己点検に取り組んでいることは学校の評価を高めることにもなるので必要なことである。

このように学校に対して第三者評価を実施するに当たって学生等との面談は重要なことであり、学生から本音で話す生の声を聴くことができたことは評価できる。

今後、学生とのヒアリングに当たっては、限られた時間内でのヒアリングになるので時間を無駄にしないように進めるとともに、学生の緊張を和らぎ話しやすい雰囲気づくりに心がけてヒアリングしなければならないと感じた。

今回は学生と面談できたが、卒業生と面談できなかったことは残念であり、訪問プログラムの編成に工夫が必要であると思う。

今後、養成校は評価システムを活用して養成教育の向上に取り組んで卒業生を社会に送り出すことにより、介護福祉士の社会的評価の向上に貢献することを期待する。

介護分野に特化した第三者評価試行の今後の課題

日本社会事業大学 助教
永嶋 昌樹

1. 評価機関側の課題

- ・受審校が資料作成するための、十分な時間（期間）を設定すること。

今年度の評価試行では、受審校が自己点検・評価書を作成し、その根拠となる資料を整備するための時間に余裕がなかったと推測される。そのため、自己点検・評価書に十分な内容を記述できなかった可能性がある。受審校による自己点検・評価書の内容は、第三者評価の結果にダイレクトに反映されると考えられ、これが受審校自体の社会的な評価となる可能性がある。そのため、評価機関は時間的な余裕をもって評価期間を設定することが必要である。

- ・評価者（訪問調査員）が資料を精査するための、十分な時間（期間）を設定すること。

前項と同様、評価者（訪問調査員）が資料を精査するためにも、相応の時間が必要である。特定の評価者が個人的な見解だけで評価することのないよう、訪問調査に関わった評価者が全員で協議する時間を持つことは特に重要であると考えられる。

- ・事前に書面審査を行い、訪問調査の前に質問項目をあらかじめ提示しておくこと。

訪問調査には時間的な制約があるため、システムとしてまず初めに事前審査を行い、その際に抽出された疑問点や課題を受審校に提示し、それに対する回答を訪問調査時に受けるというような段階的な方法を検討すべきである。ただし、そのためには、評価期間は時間的な余裕を持って設定されなければならない。

- ・評価の数値化・点数化が、受審校の安易な序列化につながらないように配慮すること。

各評価項目の評価は、全体を3～0までの4段階で評価した。標準的な対応が出来る場合を「2」、それに加えて特に優れている事項がある場合は「3」とした。つまり、「3」は特別な評価であり、標準的に適格であることの評価はあくまでも「2」が基準である。ところが、「3」よりも劣っていると評価されたと勘違いされやすい。

また、これらは絶対評価であり、他校と比較した相対評価ではない。したがって、受審校毎に点数を合計し、点数順に受審校を序列化することにはまったく意味がない。

しかしながら、世間の人からは、点数が序列を表していると誤解される危険性がある。それでは「各受審校の特徴・優れた点を評価する」という本評価の意図とは異なることになってしまう。今後は数値化・点数化についての検討が必要である。

- ・評価者の評価が、評価機関の干渉を受けないこと。
- ・評価者の評価が、評価機関と受審校との利害関係から独立していること。
- ・専門分野に知見のある者が評価すること。

評価者の評価は、専門分野以外の者の干渉を受けることは好ましくないし、評価機関やその関係者の意向を受けることがあってはならない。評価者は評価機関から評価者として委託を受けた者・選任された者ではあるが、評価者の評価は評価機関の意向とは独立している必要がある。これは、客観的な評価であると社会的に認められるため、また、外部から仲間内で甘い評価をしていると見られないためである。

受審校による異議申し立てへの対処によっては、評価機関・評価者と受審校との関係が拗れることが考えられる。もし、評価機関・評価者が自らの意に反して受審校に譲歩すれば、受審校との関係性は保たれるが、第三者としての客観性と社会的な信頼性を失う。そのようなことになれば、そもそも第三者評価など成り立たない。ピアレビューによる評価は、常にジレンマを抱えている。評価の厳密性は、今後の課題である。

なお、介護分野に特化した第三者評価ではあるが、狭い視野での評価になることを避けるため、専門外の者からの助言を妨げないよう留意することが大切である。ただし、その分野に知見と経験のある評価者の意見は尊重されるべきであることを、敢えて強調しておきたい。

2. 受審校側の課題

- ・訪問当日に質問に回答できる担当者が受審校内に待機していること。

訪問当日に、調査項目にかかわる直接の担当者がいないと、正確な評価判断ができないことがある。教科に関する場合は、教務主任かその科目を担当する介護教員からの回答が必要である。それ以外の管理職や事務職による代理の回答では、必ずしも正確な状況が伝わらない。

今年度の評価試行は、訪問調査を1日に限って設定した。綿密に行うのであれば、本来はそれ以上の日数・時間が必要であろう。1日で行うためには、評価者（訪問調査員）と受審校とで調整し、評価項目あるいは提出資料にかかわる担当者が待機できる日程を設定することが必要である。そのような繊細な調整が、評価者（訪問調査員）と受審校との行き違いをなくすことにつながると考える。

- ・評価するための十分な資料が提出されていること（図画写真には適切な説明が付されており、書類に不備がないこと）。

受審校に資料を準備する時間的な余裕があるかどうかにも関係するが、提出資料は分かりやすいものでなければならない。たとえば、評価項目（質問事項）に対する回答の根拠となる図画写真の場合は、文書による解説もほしいところである。単に図表や図画写真を添付するのではなく、丁寧な説明に留意されたい。

- ・評価項目に沿った回答を記述すること。

評価項目は、大項目・中項目・小項目の三層から成り立っている。受審校は、この中の中項目の質問に回答することが求められている。小項目は参考指標であった。

今回の評価試行においては、中項目の質問事項に明確に回答していない事例がいくつか見受けられた。「質問事項がわかりづらかった」ということも考えられる。しかし、質問に対する回答とはかなりズレている記述も存在する。質問の意図を誤認した回答、尋ねていることに答えていない回答を評価できるであろうか。

- ・理念、構想等に関しては、明文化された資料を提示すること。

通常、教育理念・教育方針・学校の使命・建学の精神・将来構想・将来展望等（以下、教育理念等）は、然るべき書面により記録されていると考えられる。たとえば、「将来的にこのように考えている」等の担当者の発言は、それが法人・学校の教職員が共有する方針なのか、それとも、担当者個人の頭の中だけの考えなのかは判断できない。教育理念等は、

明文化されていることが必要である。「そのように考えていた」、「認識している」だけでは、理念等があるとは認められない。この点については、今回の評価試行において評価機関・評価者側の構成員の共通認識ではなかった。今後は評価者側、受審校側ともに、そのようなコンセンサスが必要と考える。

3. その他の課題

・評価機関・評価者と受審校の間に、実務的あるいは情状的な利害関係がないこと。

分野別第三者評価は、その分野に特化した評価である。そのため、前述のとおり、評価者には当該分野の知見を有していることが求められる。これは裏を返せば、同じ分野・業界の者同士のピアレビューにならざるを得ないということである。第三者評価とは、利害関係がないからこそ“第三者”評価、なのであるから、本来は「大目に見る」、「手心を加える」等があってはならない。

ところが、ピアレビューの場合は、特に狭い業界であればあるほど評価機関・評価者側と受審校側には何らかの関係性が存在する可能性がある。そのような関係性がある場合、客観的な評価はできないと考えられる。これは、評価の信頼性にかかわることである。どの評価者が評価しても同様の評価が得られるような、より客観的な評価システムの構築が望まれる。

第三者評価システムの構築結果と今後の課題

- ・・・介護系専門学校評価の重要性・・・
- ・・・その社会的使命への適切な対応を目指して・・・

大妻女子大学・名誉教授
本事業・副委員長
川廷 宗之

1. 本事業の発展のために・・・準備としての課題整理

(1) 経過と課題

この事業に関し、実験的試行は3年目の終了を迎えようとしている。

第1年次（2014年度）には、求められる職務内容に関しての施設等のニーズ調査に基づき、教育機関の評価システムを創った。

第2年次（2015年度）には、その評価システムを、他のコンソーシアムの評価システムとの整合性を図りつつ再整理を行い、実際に3校の評価を実験的に行った。

第3年次（2016年度）には、再度評価システムの充実強化を図ったうえで、職業実践専門課程として認定を受けている介護系の専門学校（85校）に呼びかけ、評価を受けても良いという学校を募り、8校について評価を行った。

第2年次の実験的評価は、ある意味で、研究メンバー間の評価演習だったので、お互いの内容をある程度分かったうえでの評価演習であったが、第3年次の8校については、評価調査委員会のメンバーとはほぼ全く面識もない新しい学校に対する、改訂した評価調査

表による、評価調査委員も新しいメンバーを増員しての本格的な評価実験となった。

その結果、評価を進めていく過程でかなり多くの様々な課題が見えてきているとともに、この評価システムの有効性もまたかなり明確に浮かびあがってきた。その意味では、このような第三者評価の意義が明確に立証されてきたともいえるであろう。次なる段階は、実験的試行から本格的な評価システムを立ち上げ、長期的展望の立った評価システムを作り上げることである。そのための課題と展望を以下のごとく整理した。

なお、この専門学校第三者評価事業は、2011年1月の中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」、2014年4月の「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」等に基づき実施されている。これらの資料の中では、『介護福祉士養成施設の「自己評価」、「学校関係者評価」と相まって、「第三者評価」として、学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的な立場から専修学校への評価を行うことが求められる。』となっている。

(2) PDCA を廻す重要性

第3年次の評価の活動の中で、一番考えさせられたのは、評価を受審する学校が積極的にPDCAを廻しているかということであった。

介護福祉士養成教育の質的向上のためには、基本的に教育内容や教育方法の質の向上が求められる。そのためには、養成校自体が質の向上を目指して努力する必要があるし、その努力の中心は授業をはじめとする教員などによる教育活動の質の向上である。しかし、これは容易なことではない。その理由は、基本は自己点検自己評価なのであるが、教員にはこれを行う習慣を持っている人は少ないようであるし、その方法も知らない教員が少なくない。これを補完する形で、学生による授業アンケートなどで授業を評価することも行われているが、あまり有効に機能している様にも見えない。つまり、教員の活動を外部から評価しようとしてもあまりうまく入っていないという事であろう。

なぜだろうと考えると、結局思い至るのは、授業（教育活動）を一定の成果を求めるサービスとして考えるという感覚が薄いからではないかと考える。そもそも教育とはそんなに短期で成果を求めるべきものではないという考え方であろう。しかし、一定の成長を目指すのであれば、当然成果目標がなければならぬし、その成果が生じているかどうかの測定指標も必要である。しかし、現実には中々そういう思考展開にはならず、現実の学生を前にして「この学生たちが伸びるのを祈る」という感覚で教育活動が行われているのではなかろうか。そこでは、目標管理はできていないし、修了認定の基準も学生次第で、定かではない。言うまでもなく、これでは専門職養成教育として不十分である。

ではどうすればよいのか。その為には、当該の教育課程としてのディプロマ・ポリシーをしっかりと確認し、それを踏まえて、各科目ごとのディプロマ・ポリシーをしっかりと確認することである。そしてそれは当然、そのディプロマ・ポリシーの達成度を測定する基準が示され、其の基準に基づいて達成度が測定され、未達成の場合は補充教育が行われなければならない。

この仕組みは、いわゆるPDCAを廻すと言われている方法に他ならない。

そして更に重要なことは、この介護福祉士が行う介護実践（介護過程）はまさに色々な意味での PDCA を廻していくということに他ならないからである。つまり、介護福祉士の養成教育の一つのテーマ（ディプロマ・ポリシー）は、学生が自分で、色々な利用者さんとともにその介護のディプロマ・ポリシーを考え、それを踏まえて PDCA を廻していけるようになるということである。ということは、各科目の授業自体において、またそれぞれの実習教育自体において、また教育課程全体として、そしてそれは学校運営全体において、一定の PDCA が廻っている必要があるということになる。そして、この第三者評価は、その PDCA が適切に回っているかどうかをしっかりと確認すればよいということになるのだろう。

（3）介護福祉士養成校の自縄自縛を乗り越えて

第 3 年次の評価の活動の中で、もう一つ考えさせられたのは、この活動の課程でどこに行っても出てくる、「介護は低賃金で過重労働で、だから・・・」という発言で有った。

介護福祉士養成教育でいつも語られる言葉は、介護は人気がないですから・・・とか、学生が集まらないので・・・とか、学生の質が低いのでよい教育はできない・・・とか、である。確かに最初の項目に関しては現在の社会の風潮としてはそういう面もないわけでもないだろう。曰く低賃金、曰く過重労働、曰く 3K とか、・・・。しかし、本当にそうなのだろうか。その点を学校や教員は適切に確認をしているのだろうか。養成校自身が、そうだと思っているのでは、学生が集まらないのは当然であろう。折角集まった学生の力量が低いと決めつけていては彼らの力量が上がるとは思えない。学生の力量は、教員が彼らの力量は上げられると自信を持って（信じて）いなければ上がるものではない。目を少し外に転じれば、理容美容の学校の教員がそんなことを言うであろうか。低賃金、過重労働は介護よりも厳しいとされているにもかかわらず、・・・。就職すらおぼつかない様な、ペットのケアをする人を養成する学校の教員はそんなことを言うであろうか・・・。もう少し言ってしまうと、受験を目指す学習塾の教員は・・・。なぜ、介護福祉士養成校の教員同士になるとこういう話になるのだろうか。これらの現象を指して、此処では、「介護福祉士養成校の自縄自縛」と呼んでおこう。

介護福祉士養成校が今後発展していくには、各養成校なり介護担当教員がこの自縄自縛を乗り越えていかなければ、発展はないだろう。確かに色々な問題がないわけではない。しかし、創立後まだ 30 年しかたっていない資格だし、その 30 年の経過は一つの資格が育っていくというには余りにも社会の荒波に翻弄され過ぎてきたことを考えれば、また、今だに最初に手を借りた介護福祉士の資格を持たない看護出身教員が中心にいる状況を見ると、問題が解消されていないのは当然だともいえる。特に、介護業界内部からの発展の芽を育てる間もなく、社会的な様々な政策等に振り回されてきていることを考えれば、その感は一層深い。しかし、それを言っても始まらない、むしろ逆に言えば、2025 年に必要とされる約 253 万人に対し、2020 年頃の実人員は約 206 万人（この時点ですでに 25 万人不足）とされているので、概算で考えればあと 6 年くらいで 47 万人の増員が必要なことになり、とすれば計算上は年に 7~8 万人必要ということになる。

一方でこのような量的拡大が求められる中、もう一方では既に高齢者介護施設の供給が過剰になってきている県もあり、そうなれば「介護の質」の向上が問題になるであろう。介護（職）ニーズのすべてを介護福祉士で対応する必要はないであろうが、それでも介護福祉士へのニーズは「質・量」ともに明らかである。

一方、低賃金とか過重労働のブラック職場は概算で高齢者介護施設等の1/3と言われており、残り1/3は平均勤続年数が数年位になるような優良職場である。従って、これらの優良職場が主流になる様に、学校もそういう職場にしか卒業生を送らないなどの応援していけば状況は変えられるであろう。そういった研究や努力を行わないで、「介護は低賃金で・・・だから学生が来なくて・・・」と言っているのは、まさに自縄自縛に他ならないし、強い言い方でいえば、状況に甘えているとしか言えないのではないか。

2. 本評価事業を行うための、いくつかの方針

(1) この評価活動に関わる学校やその教職員にとって、かかわることがその後の教育活動への「投資」となるようなシステム作りを目指す。

上記のような点を踏まえて、この評価システムは、各養成校のPDCAシステムが適切な展開し、それぞれの教育課程の学ぶ学生の質的向上や量的拡大を実現できているかを問わなければならないだろう。

高等教育評価システムだけではなく、福祉サービスの第三者評価など、様々な「第三者評価」が膨大な手間暇をかけて行われている。それらのシステムの開発や実施に関わってきた一員としても、これらの評価システムがそれだけの手間暇をかけている割には、有効な評価にはなっていないと考えている。また、教育活動はそれ自体が日々、学習者を「評価」する活動ともかかわっている。この「評価」活動の量は極めて大きく、教育機関としてはその「評価」は大変重要な活動である。外部評価資料の作成に手を取られて、学生のレポートを丁寧に見られなくなってしまうというのでは、本末転倒となってしまうかねない。従って、評価システムを構築するにあたって、評価すべきポイントをできるだけ絞り込んで、最小限の作業で最大の効果を引き出す評価システムの構築が求められるであろう。そしてその活動としての投資は、投資に対応する以上の見返りを努力した方々や学校にもたらすシステムを開発することは当然である。

(2) 介護福祉教育での専門分野別認証の評価システムを開発する。

高等教育分野では、専門職大学院を除き、学部レベル短大レベルでの専門分野別認証は、2010年段階ではないとされている。(その後の展開は未調査) 従って、この介護福祉教育の専門分野別認証は、全く新しい事するので、余計にその有効性を問われる。

介護福祉教育の場合、特にどういう側面の評価が期待されるかについては、今年度は昨年度の結果を踏まえて、かなりランダムな整理ではあるが、この事業の計画に目標と計画として以下のような項目として載せられている。

- ①地域包括ケアシステムの必要性 ⇒そこでの活動ができる介護福祉士の養成
- ②介護福祉士の専門職としてのあるべき姿、⇒専門性の内実を踏まえた専門職としての

自覚をもった介護福祉士の養成

- ③介護福祉士の人材育成 ⇒幅広い様々な分野の知識等に基づくも総合的な生活支援ができる介護福祉士の養成
- ④介護福祉士のキャリアパスの必要性 ⇒生涯学習の計画をもち、キャリアパスを描いて行ける力量を持った介護福祉士の養成
- ⑤介護福祉士養成施設に求められている教育内容 ⇒実習指導等専門的指導能力を持つ実習先施設の指導體制の確認
- ⑥それに携わる教員のスキル向上 ⇒教員自身がPDCAを廻せる力量を持つこと
- ⑦職業実践教育の高度化とそのあり方 ⇒個々の教員のみならず、教育課程（に関わる教員チーム）全体としてPDCAを廻せる力量を持つこと
- ⑧介護の専門職として高度な技術や知識に結び付けられる ⇒介護場面で介護過程を通じてPDCAを廻せる介護福祉士の養成

等の、先駆的・革新的な教育の質の確立を目指す。

言う間でもなく、介護分野に関して行うので、当然それは、

- ①介護職の質の向上に繋がらなくてはならない
- ②「介護福祉」実践に対しての積極的な明確なイメージを作りえなければならない。
- ③手間のかかる評価という行為を行うことで、教員は授業が面白くなり、学生は学びが楽しくなり、事務局は経営や運営が合理化され楽にならなければならない。

等が問われなければならない。

(3) 従前からの様々な「高等教育評価」の内容やシステムのうち、採用可能なものは継承する。

「大学評価」などについては、然るべき実践の積み重ねがあり、その内容やシステムについて改善すべき点があるとしても、その実績は一定の評価を得ているといえる。そこで今年度も昨年度の事件を踏まえて、評価基準を見直し、評価システムなどに関してのそれらの成果を継承可能な点は継承して評価活動を行った。例えば評価基準<規準>などでは以下のような項目設定も考慮する。が、この項目ごとに作成している「観点」などでは、昨年分をかなり見直した。

- | | |
|---------------------|----------------|
| 基準1 学校の目的 | 基準2 教育組織(実施体制) |
| 基準3 教員及び教育支援者 | 基準4 学生の受け入れ |
| 基準5 教育内容及び方法 | 基準6 教育の成果 |
| 基準7 学生支援 | 基準8 施設・設備 |
| 基準9 教育の質の向上のためのシステム | 基準10 財務 |
| 基準11 管理運営 | |

特に、今年度課題として、いくつかの論点としては、

- ①ディプロマ・ポリシーや、カリキュラムポリシーから、教育実践まで一貫した論理的整合性があるか。各種ポリシーの内容は、介護福祉士要養成教育の場合、一般的にどう考えられているのか。

②教育実践は効果を上げているか。：アウトカム(アウトプットではなく)評価はできているのか。学生一人一人の成長は確認されているか。学生は自分の成長を実感しているか。

③国際性、将来性への配慮はなされているか。今後の高等教育の問題を考えると、言う間でもなく「介護」問題の国際的な共通性を考えると、介護福祉教育に関しては特に国際的な視点に立っているかが、問われるであろう。特に日本は、高齢化先進国として、これらの研究と教育では、世界をリードできる立場にあるのだから・・・。

3. 評価を実施してみて、再確認された いくつかの課題

今年度、8校の評価活動を行ってみて、昨年度の課題を再確認するとともに、今回の事業で実際の評価活動を行ってみて、様々なことが見えてきた。何度か行われた会議における検討や、本報告書に求められている様々コメントから整理してみると以下のような点があげられるであろう。

(1)「何を評価するのか・・・教育内容」という課題

何を評価するのかは、評価基準として整理されている。しかし、その評価の目的や背景としてはどう考えるのか、いわば、介護福祉教育のディプロマ・ポリシー（『求められる介護福祉士像』1）として示された「資格取得時の到達目標」の11項目にどれだけ対応できているか。）とでもいうべきものを考える意見は多数あった。例えば、

- 介護福祉士になるという具体的展望・・・生き生きと業務を遂行できるようになる
- 卒業生がどれだけ業界であるいは現場で活躍出来ているか、ラーニングアウトカムズはどうか
- 介護現場の要請をどうとらえ、活用するかということ
- 卒業後の活動へのつながりの重要性
- カリキュラムマップはどうなっているのか。やりがいのある科目（学生にとって、教員にとって）が用意されているのか。（カリキュラムに関して、指定養成校での教育現場とややずれている事があるのではないか）
- 高齢者との生活体験をする・・・生活実感としての高齢者とのかかわり
- 「地域」にどれだけ貢献しているか
- 学生支援のシステム整備

等である。また、この段階でも、基本となる基準と同時に独自性や特徴をどう評価していくかも課題となっている。

同時に、以下のような指摘も重要であろう。

「教育活動というものは非常に多面的である。教育理念や方針にもとづき各科目の授業が展開されるほか課外授業や実習があり、個別の学習指導や生活指導、実習先や地域の資源との連携など、教職員が携わる直接的・間接的な教育活動は多岐に亘る。聞き取りや見学を通して気づいたことは、このような教育活動を6つの基準で評価することの難しさである。評価報告書では、各項目の欄になるべく教育活動の全体像がわかるような表現で記述したつもりである。しかし今後の本実施に向けて、今一度教育活動がもつ側面を多面的・

多層的に整理し、評価基準項目や観点などをさらに実態（特に高評価できる点）をうまく引き出せる項目や構成を検討していきたいものである。」

「介護福祉とは、要介護状態にある人の「普通の暮らし」「当たり前暮らし」を保障するものであり、言い換えれば、教育を通じて身につけた理念・知識・教養・素養・思考力や技術を用いて「その人にとっての普通とは何か」を探求し続けることである。」

このような指摘もあり、ある意味では、余り細かな評価項目に基づく評価が必要なのかという疑問も出てきた。評価項目を細かくすると、その項目と上手くヒットした学校は色々と実績とを展開できるが、そうでない学校はかけない可能性がある。また、それぞれの学校の独自の長所も表現されないままになってしまう可能性もあるという点が課題になるであろう。

(2)「何を評価するのか・・教育の方法」という課題

評価の背景（目的）や内容と同時の大きな課題となったのが、学習の方法や、教員の資質や努力の方法であった。この件に関しても昨年の評価を踏まえて以下のような点を考えつつ評価を行った。

○地域社会との関係（地域社会への貢献）教育実践の中で、地域の人々を取り込んでくる。

地域社会に出て行って学んでくる。

○他の専門領域（看護など）との連携教育の実践

○専用の学習用ワークブックの開発など教育方法の評価

○海外研修などの活用

○授業成果を「もの」として見えるものにしていく

○自校内で、生活体験として学びながら身に付けて行くという意味で、挨拶がきちんとできるとか、自校内での高齢者とかかわりとか、掃除当番の実践なども注目に値する

また、教員の諸課題については以下のような点が指摘された。

○学内のFDを進めるシステムがどれだけ整備されているか、実践されているか

○学生支援上も、教員間の連携なども、どれだけグループワークが活用されているか（単に技法ではなく、考え方として実践されているか）

○教員の定着率や、教員の研究活動の内容はどうなっているのか

○教職員の努力によって教育の質が向上することは高く評価できるが、もう一方で教職員側の負担とのバランス

○若いながらも現場での高齢者介護の経験を持ち、それを土台として情熱を持って教育に当たっている学科長や校長は評価に値する

これらの項目は、それぞれ意味はあるのだが、教育課程としておPDCAがどう廻っているかという観点かしっかりしないと、結局、項目ごとに聞いてみても、適切な評価ができるかという点が課題になった。

(3)「評価シートへの表現」という課題

評価活動を行う場合、最も重要なツールが「評価基準」で有り、その評価基準の一覧をまとめた「評価項目表」類である。この「評価項目表」の基準に従って、被評価者は自己

の実践というエビデンスを示して、自己点検自己評価を行う。その場合、このエビデンスをどこまで求めるかも課題となる。

今回の第三者評価試行は、前年度に介護福祉実践を行っている業界へのアンケートをもとに策定された評価項目について、各校の特色や独自の取り組みを引き出す項目となるよう新たに検討を加えるところから始まった。

調査評価委員会メンバーには調査対象校の責任者も含まれていることから、第三者として評価する視点と、実際に教育活動・学校経営を行う側の視点の双方から検討したことで、より現実的で実態に即した項目に向けた議論を行うことができた。

このような検討を通して評価基準項目は10に絞られ、そのうち自己点検・自己評価及び訪問調査は基準3～8の教育活動の内容に関する6項目について行った。

この「評価項目表」の評価基準等の作成意図は、そもそも評価を受け入れる学校を格付けしたり、序列化することを意図したものではない。評価シートは、それぞれの学校が日頃からどのような教育を行い、どのように介護福祉士を養成し、そしてそれらの活動を通してどのように社会に貢献しているのかを具体的かつ客観的に明らかにするためのツールである。

従って、今回使用した「評価項目表」の積極的側面としては、複数の「基本的な観点」の中から、それぞれの学校が得意とすること、外部に向けてアピールしたいことを考慮し選択することができるようにした点である。このことによって、各学校の取り組みを業界に知らしめるだけでなく、他校がそれを参考にしたり、あるいは同様の方法を取り入れることにつながると考えられる。これは、業界全体の教育の質向上につながるものである。

この点も、選択性が意味を持ったかどうかとか、などなど、色々検討すべき点が残された感じであった。

(4)「誰が評価するのか」という課題

いうまでもなく、評価者の眼は大切である。被評価者側からは、当然目が肥えた評価者に評価してもらいたいと考える。今回、時間がなかったせいもあり、また研究のシステム設計のしかたもあって、評価者の研修や養成を適切に行うことは難しかった。そのため、今回は、委員の皆さんの力をお借りし、その実力を持って評価を行った。結果的には何とか成功したが、これは評価対象が限られているという条件下でから通用したことであって、将来本格的に評価活動を行うことになれば、当然、かなりの評価活動を行いうるメンバーの養成が必要となる。

その場合、評価を受ける側の表現能力、コミュニケーション力の問題も少なくないであろうことが予測されるため、評価者を精選することも必要であろう。但し、どんなに丁寧に養成したとしても、評価に完璧はありえない。むしろ、評価者としてはまだ成長の余地が大きいとしても、同時に教員として、介護実践者としての相互成長の機会となっていくことも重要な課題であろう。

(5)「評価方法をどうするか」という課題

評価は、自己点検自己評価書を出していただいた後、評価担当者チームでその書類を読

んで審査し、訪問調査項目を整理して訪問調査を行い、去らにチームとして評価報告書を作成し、被評価校に内容を確認したうえで、評価報告書として確定するという段階を踏む。

その過程で、自己点検自己評価書から何をどう読み取るか、訪問調査で何を読み取るのか、特に訪問調査時に行われた学生との面接で何を読み取るのか（卒業生との面接は）、また、その過程で知りえた調査上の守秘義務はどこまでの範囲かという問題がまだ未整理で有る。

特に個人のプライバシー事項に守秘義務がかかるのは当然であるが、教育上のノウハウなどに関しては、それを紹介したいというこの評価事業の目的ということもあり、しかし、一方では学校間の生き残り競争という現実もあるなかで、どこまでの守秘の範囲と考えるのかという点は、今後の課題となっている。

(6)「自己点検・自己評価」としての課題

自己点検・自己評価は示されている「評価項目表」に基づいて行う事で、ピアレビューのやり方が分かってくるというメリットは大きい。

しかし、その過程で、幾つかの評価項目に対し、一つの教育実践というエビデンスを使って記入（表現）してしまったりすると、評価の視点や内容が違うのに同じような、内容を記入してしまうことになりかねない。特に、この資料作成を一人の教職員が作成する場合などそういうことが起こりやすい。

その為にも、自己点検・自己評価はチーム作業として行う事が望ましいであろう。チームとして行う事で、多様な視点からの自己点検自己評価を行いうるし、その過程で、参加者の自らの実践に新しい発見もありえるのではなかろうか。

(7)「学生へのインタビューから見える評価」としての課題

今回の訪問調査で印象的だったのは、一つは、学生とのインタビューや、学内での学生との交流で、評価調査者が新鮮な印象をもったことであろう。その一つは、挨拶である。多くの評価調査は大学のイメージなので、大学生は数が多いせいもあり、学内で挨拶をするのは顔見知りに限られている。一般的には、自分が（数十人～数百人の）授業で教わっている教員にもすれ違っても挨拶をしない。教員も一人一人の顔を覚えていないので、一々挨拶をしない。しかし、専門学校の場合は、全校でも、百人を超えるかという程度のコミュニティで有り、たとえクラスが違って、また教員も少ないので、ほとんどが顔見知りとなる。そのせいもあり、挨拶は当然の行為である。これが習慣になれば、学内にいる人にはたとえ外部者で有ろうとも、挨拶をすることになる。しかし、これはある意味で共同のコミュニティでクラスには当然の行為であり、そのように教えればその実践はそれほど難しいことではない。

また、今回のインタビューに応じてくれた学生の皆さんは、学校側が意識的に選んだ学生ではない。しかし、率直に「学校が好きだ」といってくれる（押し付けの教育にはなっていない・・介護への想いを共有化できている（「介護」っていい仕事やねー・・））点などが表現されて、評価調査者は好意的な評価をしている。それはそれでよいのだが、たとえば任意で募ったにせよ、学校に悪い印象を持っている学生が、学校が紹介する人のインタビ

ューに積極的にかかわろうとするはずもなく、また、インタビューに応じれば、自分のプライドの肯定もすくめて自分の学校を好意的に表現するというのは、ある意味で当たり前ともいえる。しかし、この当たり前が好循環で回っていけば、コミュニティとしてはそれでうまく回転していくので、そういう意味で、妥当な評価であつと言えるであろう。

学生へのインタビューでは、時間的制約もあって、ハローワークからの学生のインタビューはとれていない。このハローワークの学生は、社会人学生であり、今後のリカレント教育を考える時、重要なメンバーになってくるということもあり、彼らの意見も聞きたいところであった。

(8)「評価を点数化する」という課題

今回の評価活動における問題点として一つの焦点となったのは、点数化という問題である。当初今回は、この点数化は見送る予定であった。しかし、関連する評価活動とのバランスもあり、急遽入れたのだから、その数値化指標の整理の仕方が曖昧であり、その行い方については批判的意見もいただくことになってしまった。

もともと、この評価活動を進めるに当たっては、良いところをどう伸ばすかという視点を強調していた。そのため、当面ランク付けを考えていなかった。

しかし、評価活動等というのは、最終的にはランク付けにつながるものであり、また、ランク付けを行ったり、ある程度の競争を促せなければ、評価を行う意味はない。その事は、一方では、評価を行うことによって、最低水準以上を保証するという意味も持つてくる。そのためには、評価の仕方の均一性と、評価基準の妥当性が問われることになる。しかし、教育活動の全体像の評価はそう簡単ではないというのが、この委員会として考えていたことである。その為にはまずは、改善の競争を誘発すべく、よい所を探す活動から始めようとしていた。

当面は、他の分野に準じての評価点数をつけることになってしまったが、次期にはこの点を修正し、みんなが納得しうる客観的な、評価委員の主観が入りにくい基準を作る必要があるだろう。評価段階も、旧式ではなく新しいシステムを組み直していく必要があるだろう。(新しいとはいっても、評価の仕事では評価段階を偶数段階にすると言うのはもう何十年も前からの実践ではある。)

なお、このような努力をしても、所詮人間の行う事である。完璧な評価はありえないという前提も必要であり、評価結果が絶対の物として独り歩きしない様にしなければならない。それでも、どうしてもそうなりがちであれば、よいところを発見する評価の部分強調していく必要があるだろう。

現代社会では、将来の社会を創っていくことを考える時、一律一定の評価には結局何もならないというのが通説になっている。いかにして才能を育てるかが、社会の目標となりつつある。その時に、最低基準に達していることを示すに過ぎない評価を行うのは、あまり生産的活動とはいいがたい。特に、形式的に「評価」という概念で考えるときには、このような形だけの評価を独り歩きさせるような発想に陥りがちである。実効性を持った学

校を作るべく評価を行うのであるから、その評価が形式的な物になってしまっはなにもならない。

特の次に指摘も重要であろう。

「本第三者評価システムにおいて、受審校の良いところを伸ばすという態度は大切であるし、審査基準に多少の甘辛があっても仕方ないと思う。しかし、例えば業界団体が「お手盛り」的に関与し、学校間の格差を曖昧にし、問題点を見過ごし、サービス改善の動きを止めてしまうような事態は避ける必要がある。そのようなシステムは、結局のところ国民から信頼されず、ひいては第三者評価自体が無意味となってしまうからである。」

(9)「評価を受ける学校」としての課題

評価を受ける学校としては、「受けることで、自校独特で開発してきた教育ノウハウが外部に漏れるのではないかという危惧」「・・・こうなると・・・学生募集などに差し支える」など、そのことに色々と悩みも少なくない。しかし、同時のそこから得るメリットも少なくなく、「評価されるだけのブランド校になってきた」という評価もありえるし「井の中の蛙」にならないようにするために望ましいということもある。

具体的な問題点としては、以下のような点があげられる。

○公開できる資料とできない資料がある。(この評価を「いつ、だれが、どのような視点をもって行うか」ということで、公開の範囲が違ってくる。

○訪問調査を行うタイミングによっては、手間暇がかかりすぎる。

○評価受審の内部合意の形成が大変である。

また、メリットも少なくなく、以下のような点があげられる。

○授業関連資料の保管体制が整う。会議録やちょっとした記録なども常に「第三者(ひと)に見せるものである」という発想「形に残す」

○学校関係者のプロジェクト評価を委員会で行なうと言う事で必要な組織を作って評価実施する。受け皿教員が複数の方がよい。《視点のずれから色々と学べる》

○自己点検は毎年行なっている現有の資産が有効に活用できた

○わが国の専門学校で最初の第三者評価受審校

○コンプライアンスの遵守

(10) 評価を行ってみたうえで見えてきたこと

実際の評価を行ってみて、最終的には、当たり前のことではあるが、「他人目で見てもらうことで、自分たちの実践の特徴が明確になってくる」という、学校として・教員としての、自己覚知につながるので、行ってよかったという評価で有った。「第三者が介在することによって受審校自信が客観的に自己分析し、自校の特性や課題を自覚し直すための契機として役立てる」ということであろう。

4. 長期的展望を踏まえた評価機関の設置について

この評価研究は3年間の実証研究を終えた次の段階、自立した評価機関の形成に進む段階に来ている。

この評価機関の在り方としては一定の独自性を持ち得る評価機関の必要性があると考えられるが、色々な構想が成り立ちうるであろうが、現実的な課題としては色々な配慮もあり得るので、以下に掲げる様ないくつかの方針として整理しておくにとどめることとしよう。

方針1. 介護福祉士養成教育の教育課程を自ら評価、支援する機関として考える。

*介護福祉士養成教育の教育課程は、他の領域（理容美容や、リハビリや、自動車整備や、旅行業などなど）と同様に、対人援助に関わるとか、国家的人材育成とのかかわりが強いとか、人材ニーズが高いとか、などなどの特徴があり、その意味で、専門的な評価が必要であると考ええる。

方針2. 評価機関は養成校と一定の距離を持たなければならない。

言うまでもなく、この評価は第三者評価である。従って、評価結果は学校関係者によってコントロールされては意味がない。中立の第三者の評価であるところに意味がある。そうはいっても厳密な意味で第三者による無味乾燥な評価を行っても余り意味はないし、介護の未来への発展を目指すという視点での当事者の参加も必要である。その意味で、想定される第三者評価機関は、学生の就職先の高齢者（等）介護業界を代表する人、介護サービスの受給者である当事者（あるいは当事者を代弁する人）を代表する人、学校関係者、中立の立場の学識経験者、などによって構成されるべきである。（最大の当事者である学生を代表する人を含むべきであるという考え方もあり得るが、今後の検討課題であろう。）

方針3. 評価は基本的に当該校の発展を目指して行わなければならない。

あたり前のことではあるが、評価を受ける学校の当該教育課程がより大きな社会的貢献が担えるように評価を行っていく必要がある。当然そのことは、評価を受ける教育課程としての活動の発展向上につながっていく。

方針4. 評価機関は、評価認証を行った学校に対する、有効期限内の査察制度や、発展向上の支援を行う制度を有すべきである。

評価機関は認証機関として、評価を受ける教育課程の認証を行うのであるから、その認証期間中（5年を想定している。）は社会的にその認証責任を負う。（監査法人と同じ）従って、認証期間5年間は、その認証に関し責任を持つべく査察などを行う制度を整備している必要がある。

方針5. 評価（調査）費用は、できるだけ低廉に抑えられる必要がある。

一方では、評価調査費用は、結果的には学生の学納金に跳ね返っているという問題もあり、介護福祉士養成校の苦しい事情も含めて、出来るだけ低廉な費用に抑えられる必要がある。その為にも、またより中立的な厳正な評価を行うためにも、評価調査委員はできるだけそ

の任に相応しい（営利目的ではない）方をお願いすべきである。

また、評価機関はその収入の大部分を評価調査を受ける学校が払う費用に依存すると、厳正な評価を行えなくなる可能性がある。従って、評価機関は寄付金や関連する受託研究を行うなど然るべき運営財源の確保に務めるべきである。

方針 6. 評価調査委員の研修を丁寧に行う必要がある。専門的評価調査員を育成する必要がある。

評価調査員報酬が少なくても評価調査は厳正にかつ発展的にお行われなければならない。また、評価調査には一定のテクニックを伴う。誰でもすぐにできるというものではない。従って、評価調査委員をお願いする方々の丁寧な研修は欠かせない。

方針 7. 評価機関は、適切な異議申し立て制度を持っていないなければならない。

評価調査は、一定期間に中立な第三者によって行うため、評価を受ける学校と評価調査委員の間で適切なコミュニケーションが取れるとは限らない場合も発生する。その意味では、評価結果に対する異議申し立てはあり得るので、これを受けて真摯に検討する機関の設置は必要である。

方針 8. 評価機関は「自らの評価活動を評価する」PDCA の仕組みを整備していなければならない。

評価を受ける学校に対して PDCA を廻すことを求めるのであるから、評価機関においても自らの活動に関する PDCA を行うことで、評価内容やシステムの発展向上に努めるのは当然であろう。特に評価項目や評価基準は、今後の社会状況の急激な変化を考えると最大 5 年（認証期間）、できれば 3 年程度でバージョンアップしていく必要があるだろう。また、それらや、評価内容に関する情報公開も考慮していく必要があるであろう。

方針 9. 単に評価を行うだけでなく、発展のための支援を行えるコンサルタント機能を持つことも必要である。

評価調査を行うためには、教育内容や方法に関する最新の情報やノウハウを蓄積している必要がある。これらの蓄積を活用しての、評価調査を受ける学校への支援やコンサルタント業務を行うことも考慮されるべきである。

平成28年度 文部科学省委託事業
『職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
「職業実践専門課程」に係る取組の推進』
『介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく
各養成施設への評価実施とその成果実証』

成果報告書

VOL.1

事業内容と成果報告

平成 29 年 3 月
学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-6-15
TEL. 03-3982-2511

